

# 1. 令和5年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和5年9月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 田代まさよ議員、4番 田中義久議員を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

◇ 尾 村 忠 雄 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。議長さんより許可を頂きました。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

その前に、早いものでもう9月15日ということで、暑い暑いと言っておりましたけれども、もう9月15日、夜は窓を開けて寝ると寒いぐらいになってきました。私だけでしょうか。

そういったことで、実は秋はスポーツの秋、また文化の秋等々ある中で、私の地元でお祭りがあるということで、皆さんに御案内を申し上げたいと思います。

お祭りは9月の23、24日でありますけれども、大神楽の奉納というようなことで、皆さん見に来ていただければと思います。

また、夜は23日の夜ですけれども、岐阜県下唯一の二尺玉と言って、60センチぐらいの玉だと思っておりますけれども、それが7時、レールバスが行った後に上げるということでありますので、7時10

分過ぎから始まって、半ぐらいには上がると思いますので、もし時間があれば見に来ていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

ちなみに、為真のほうでもお祭りがあるということで、10月にあるということでもありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、今回の質問は、大項目として2点について質問を通告しています。いずれにしても、両方とも木材に関したことでありますので、農林水産部長さんのほうから答弁を頂きたいなと思っております。

今日は、なぜか農林水産部長さん黄色いネクタイをしております。なぜかなと思っておりますけれども、いいことがあったんではないかなと思っておりますので、心ある御答弁を頂ければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1点目、木材の搬出利用材について質問をさせていただきます。

さて、郡上市の面積は1,030平方キロメートル、その中で森林が90%を占めていると聞いております。昨今の森林・木材産業を取り巻く環境については、厳しい現状であると聞いております。これは郡上市のみならず、全国的な課題であると思っております。

その中でも、いろんな問題がある中で、山の所有者の境とか、また、獣害対策、特に森林所有者の高齢化と若年層の森林に対する関心度、そういったことが多々あると思っておりますが、こういったことを今後検討しなくてはならないと考えております。

今現在、こういったことに対処して、何とか森林経営について今ここで真剣に考え、実行していかなければならない、そういったことを思っております。

郡上市はもとより、郡上市の中では森林組合、また森林づくり推進会議、森林マネジメント協議会など、多くの団体により森林が守られてきていると思っております。

また、国においては森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の成立によりまして、全国からその取組が注目されているところでありますが、郡上市においても十二分にこれを活用し、森林業界の活性化を図っていただきたい、そう思っております。

こういったことを踏まえ、森林の搬出利用材について、これまでの市内から搬出された、いわゆる郡上市産材は、年間どの程度量があるのか。また、国産材の価格は現状も高いまま推移されているのか、さらに現在も木材の調達についてはどうなのかなど、現在の状況を踏まえて、今後の搬出利用材の活用についてのお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、尾村議員さんの御質問に対してお答えをさせていただきます。

浮ついた心をちょっと沈めつつ、しっかりと答弁させていただきますので、よろしく願いいた

します。

郡上市木材生産量についてですけれども、岐阜県の農林事務所の木材生産量の調査によりますと、郡上市の令和4年度の木材生産量は11万立米、うち間伐によるものが3万5,600立米となっております。平成30年度から令和4年度までの5年間の木材生産量の平均ですけれども、11万7,200立米、うち間伐によるものが3万3,320立米となっております。

県下の同調査の結果で公表されております令和3年度データによりますと、郡上市の木材生産量は県下で最大ということであります。

また、国産材の価格ということで、郡上市の中のことになりましてけれども、郡上木材センターへの聞き取りによりますと、杉4メートルで24から28センチ直径の丸太の立米の単価の推移ですけれども、令和2年7月が1万2,000円と最低値をつけましたけれども、令和3年2月ごろからのウッドショックの影響で値が上がり始めまして、令和3年10月には1万7,500円と最高値段をつけたと。その後は、住宅着工率の低下などの影響もありまして、値が下がり始めまして、令和5年8月時点では1万4,000円ということになっております。

また、市内の大型製材工場の取引価格においても、杉4メートルの直径24センチのものが、立米当たりの単価で、令和2年7月が1万1,000円、令和3年10月が1万8,000円で、令和5年6月時点で1万5,600円ということになっております。

岐阜県の建築指導課の建築着工統計によりますと、県内の木造住宅の新築数は、平成30年度には7,143戸で、その後増加した年もありましたけれども、令和4年度では6,730戸と、平成30年度の94.2%となっております。事業者などの状況から見ても、今後まだ楽観視できないというふうに考えております。

着工数の減少の要因として、景気の状態でありますとか、資材価格や人件費の高騰による住宅価格の上昇などが影響していると思われます。これらの影響からか、市内大型製材所におきましても、製品の販売に苦戦しているとのことで、令和5年6月から木材の受入れについても制限調整を開始し、同年8月から四半期ごとに行っておりました取引価格の調整会議を月例に変更し、細かな価格調整を行っているような状況です。

こうした状況を見ても、郡上市内において木材は供給過多というような状況であると言えるのではないかと思います。

また、国土交通省の住宅着工統計によりますと、新築住宅着工数は2016年に97万戸であったものが減り続けておりまして、2022年には86万戸となっております。

今後の予想についても、野村総合研究所が出しておりますが、人口減少などの影響により今後も減り続け、2030年には74万戸、2040年には55万戸まで減少するというような厳しい予想がされております。

市におきましては、郡上森林マネジメント協議会とともに、川上・川中・川下の連携強化を図り、搬出利用材の利用促進と木材の供給確保に努めてまいります。

また、市産材の住宅建設と支援奨励金等の制度周知を行い、需要開拓を行ってまいります。さらに、市内関係部署と連絡会議を行い、木造公共施設に関する補助制度の情報の共有や木材利用に関する実施状況を検証し、公共施設における木材利用を効果的に推進していきたいと思っております。

今後とも、国、県とともに、非住宅の建築の木質・木造化を推進し、木材活用を図っていくことが必要と考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。ウッドショック等々を境に、いろんな面で、いい面もあればまた悪いというか、値上がりしたり値下がりしたりしている。

そういった状況の中で、こういったいろんな情報を市民に伝えることによって、市民の方々の流通の状況等を踏まえて、例えば新築家屋とカリフォームとか考えていけるのではないかなというようなことを思っておりますので、いろんな情報を皆さんにお知らせしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、近年、新型コロナウイルスが世界中を蔓延している中においては、誰もが予想していなかった、先ほど申し上げましたように、ウッドショックのような大量の建築用木材の需要が生じたときは、現体制では国内産の市場が急拡大することができなかったと思っております。その後も木材需要にも影響があったことと思っております。これは一例ではありますが、このことにより建築業界にも大きな影響を与えたことは間違いないところであります。

こうしたことを踏まえて、木材関係業者が県産材また市産材をはじめ、搬出利用材の販売拡大や、また新たな部材等の開発に対する取組を行ってきたことは、大変なことだったと思っております。

そうした中で、利用材を使用した建築家屋またリフォーム等について、市として把握しているのか、また新築の場合こういった相談場所があるのか、手続等についてもお伺いをいたします。

また、市産材等を使用する場合、家の大きさによっても違いがあるかと思っておりますけれども、補助金についてはこういった基準があるのかお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをいたします。

まず、郡上市内の新築家屋、またリフォーム数についてお答えをさせていただきます。

岐阜県の建築指導課が出しております建築着工統計によりますと、郡上市内になりますと、令和4年度に新築された住宅113戸、うちで木造住宅が101戸となっております。5年前の平成30年度では新築が125戸、うち木造住宅が121戸となっております。

平成30年度と令和4年度を比較してみますと、戸数にして12戸、約10%の減、木造住宅に限りますと20戸、16%ほどの減となっておりますということでございます。

リフォームの状況ですけれども、同統計では、リフォームについては面積表示ということになっておりますので、面積で御紹介しますと、木造でのリフォームが平成30年度は1万9,768平米、令和4年度は1万4,176平米となっております、リフォーム面積については、28%減少しておりますというような現状でございます。

それで、新築等について補助金については、市のほうでいろいろと御相談のほうに乗っております、市産材を活用した新築リフォームの補助金としましては、林務課のほうでは郡上市産材の住宅建設と支援奨励金がございます。

こちらについては、市産材の利用量、1立方当たり3万円、上限70万円を支援するということがあります、市産材をどれだけ使用したかで補助金額が決まるというような制度になっております。

対象者については、郡上市に住所を有し、申請をする住宅に居住する方、また住宅完成後に郡上市に転入する方で、申請する住宅に居住する方も対象としております。

また、市内で建築業を営む方と契約するというを要件としておりまして、市内の事業者を応援するというような部分もこの目的としてあるということでございます。

御相談や申し込みについては、先ほども申し上げましたけれども、農林水産部の林務課のほうで取り扱っておりますので、またお願いいたします。

また、市産材の活用には限らないかもしれませんが、郡上市の3世代の同居等支援住宅補助金などもございます。こちらは、新たに3世代同居などを行う際に、住宅の新築経費等に2分の1、上限は条件によって25万円と50万円と異なりますけれども、こうした制度もあるということで、両方を併せて使っていただくこともできます。

こちらについては、相談窓口は市長公室の政策推進課になりますけれども、いずれにいたしましても、こうした制度を広報紙またホームページなどを通じて周知に努めてまいります。

また、こうした制度を活用いただいて、地元の搬出利用材の利用拡大を進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。詳細な御説明をありがとうございました。昨日まで行われました令和4年度の決算認定においても、森林環境譲与税を利用したいろいろな事業が載っております。令和5年度においても、こういった有利な起債を利用して山林をつくっていく。そういったことが住宅建築とか、またリフォームにも生かされるのではないかなというようなことを思っておりますので、そこら辺のところもよろしくをお願いいたします。

それでは、次に2項目めについて質問をさせていただきます。

2項目めは、郡上番匠会という名前の建築屋さんの質問でございます。

番匠といいますと、どういう意味かなということが分からないかもしれませんが、木材建築に関する建築士のことを言うことだそうであります。

江戸時代ですね、建築に携わっている棟梁の方を番匠と呼んでいたということでもあります。今私が質問しようとしていることは、それを代々受け継いできて、今そういった番匠会という名前で一生懸命やっておられるグループがあります。このことについて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

この番匠会につきましては、建築技術を持った若い世代の30代から40代の建築従事者でありまして、この番匠会は白鳥町、大和町に在住の建築事業従事者14名で構成されております。

その趣旨としては、後継者、職人不足の解消と現在持っている技術を次の世代に伝承したいと思っている方々の集まりであります。会の名称は、郡上番匠会と言います。

ちなみに、番匠とは大工さんのことであり、市長さんにもこの8月、市長と語ろう、ふれあい懇談会で懇談をしていただき、私も同席をさせていただきました。

先ほども申し上げましたけれども、会としては、後継者また職人不足の中で伝統的な建築技術の墨付け・刻みという技術の向上を目指すとともに、自分たちが持っている技術を次の世代へ伝えていく取組を行っているのが、この番匠会であります。

今現在、建築についてはそれぞれの工場でプレカットをする方法等が他の建築方法より大きくなり、伝統的な建築技術の需要は少なくなっており、会の目的を達成するには、現在は厳しいものがあるということでもあります。

また、地域の神社仏閣を守っていききたいとも考えているのですが、同様に需要は少なくなってきております。

現在の活動は、仕事の傍ら公民館活動で親子ミニテーブルづくり、また親子木工教室等々を開催し、子どもたちに建築業の楽しさややりがいを感じてもらおう活動等を行っていて、今週秋に行われる白鳥ふるさと祭りにおいても、ブースを借りて子どもたちをはじめ、多くの方々に建築のすばらしさと道具を使った現実の楽しさや大切さをアピールすると言っておられます。

市長と語ろう！ふれあい懇談会で、一人の青年技術者がこう言うておりました。「こういった伝統技術を持った者は、我々が最後であろう」と。今現在、少子化の波は郡上市ばかりでなく、日本全国に広まっております。

そうした中、メンバーは30代から40代ということで、子育てをしながら伝統技術を継承しようとしております。このことは、市にとってもすばらしいことであり、また将来を担う若者が集まって、郡上市のことを思い、次の世代に継承していくという姿を見たとき、市長さんはどう思われたか、

再度御所見をお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

ただいまお話がありましたように、郡上番匠会という会のもとに、日本の言わば伝統的な建築技法を今後も残していきたいと、あるいはそうした技術を使って仕事をしたいという、まさに40歳代を中心にした働き盛りの皆さんと懇談をさせていただきました。

番匠という言葉、私もお聞きをしてあまり聞き慣れない言葉であったので、やはり辞書を引いてみましたが、尾村議員がおっしゃったように、江戸時代、大工の棟梁、そうした人を番匠と呼んだようではありますが、この言葉はさらに古い起源を持っているようでして、古代の律令制の時代に、例えば飛驒やそうしたところから大工の技術を持っている人たちが、交代で都に上って朝廷の宮繕の仕事に従事をしたということから、番というのは、交代でいろんなところへ出仕をするという意味なんです、そういう大工さんのことというふうなところから、一般的に日本の大工さんのことを番匠というように呼ぶようになったというふうなことを私も知りました。

この会の名前に、まさにそうした日本の古くからの伝統的な建築技術、大工の技術に起源を持つ番匠会という会の名前をつけておられるということは、やはりその日本の伝統的な建築技術を守りたい、それを後世に伝えていきたいという志の高さと、また熱意を私も感じました。

そして、この懇談会でいろいろとお話を承ったわけですが、本当に高い技術を持っておられるというようなことで、私も懇談会の席上で、「一遍木材のかんなを削ってください」と言われて削ってみたんですが、とてもうまくは削れませんでした。

それを会の方は、本当にこれ以上薄く削れないというほどの、かんなくずがシュッと出てきて見事に削られましたけれども、その技術の高さに驚嘆をしたわけですが、皆さんの悩みはそうした非常に高い技術を持っていながら、今それを生かせる仕事の間が少ないということだというふうに思います。

言わば、先ほど農林水産部長が申しあげましたように、今日住宅一つ取ってみても新築住宅という中で、必ずしも木材を十分に使った、あるいは軸組工法というような在来的な日本の建築技法とは違う方法で、同じ木材、木造住宅であってもほとんど表面はクロスとかそういうようなもので塗ってと言いますか、包んでしまうような。

したがって、昔は柱一つを取っても四方無節とか三方無節というような木材が珍重されたのに、今はそんなことはないというような材料の使い方もそうですし、工法の仕方も違ってくと。

そういう中で、非常に仕事が少なくなっている。自分たちがせっかく習得した技術を生かす場が少ないということで、大変苦勞をしておられるという実情も伺わせていただきました。

なかなかそれぞれそういう技術を持っていながら、例えば一軒一軒の個別の住宅の建築を請け負

って設計をしとか、一連の仕事を全部するまでの仕事もしておられる方ばかりではない。むしろ、そうしたものがたまたまあれば、そのうちのごく言わば一部の仕事をお手伝いしておられるというような形で、やはりいかに高いすばらしい技術を持っておられても、そうしたものを、腕を発揮する場が非常に少ないという点が悩みであり、苦労だろうというふうに思っております。

そこで、やはり一番大切なことは、そのときに実感して、その懇談会の間でも申し上げましたが、皆さんがそれだけ高い技術を持っておられるということであれば、皆さんなりのニーズを掘り起こし、仕事をつくっていくビジネスモデルと申しますか、そういうものをしっかりつくっていただいたらどうですかということをお願いしました。

新築のそういう需要が少ないということではありますが、例えば既存の郡上の住宅は、ストックベースではほとんどが在来工法の住宅、あるいはいろんな住宅でなくても建物だろうと思います。そういう中で、そうしたものの需要の掘り起こし、修繕であるとかリフォームであるとか、そうしたことを、そういう技術を持っておられる方がやはりしっかりグループを組んで仕事を受注する、掘り起こす、そうしたことが必要なのではないかと申しております。

懇談会が終わった後に、担当の商工課等を通じて御連絡もさせていただきましたが、例えばそういうこれからの営業の仕方、仕事の仕組みをどういうふうに構築をして、仕事を掘り起こし獲得していくかということについて、例えば産業支援センターでしっかり、そういうビジネスのやり方を、一度アドバイスを受けられたらどうでしょうかというようなことも申し上げました。

今、後継者対策としては雇用対策協議会に入っていたようですし、またそうした相談も始めておられるようにも聞いております。ぜひひとつ非常に持っておられるものはすばらしいものがあるわけですので、その技術を生かす道を皆さん自身もやっぱりつくり上げていくんだと、掘り起こしていくんだという気概を持って取り組んでいただければというふうに思っております。

市としてできることということをいろいろ考えますと、例えばそういうニーズが、例えば住宅とか建物、そういうものの施主、所有者、そういったところから起こるように、例えば若干の財政的支援をすとか、そういうことは考えられないでもないですが、根本的にはやはりその在来の工法による住宅や建物のすばらしさを皆さんに理解をしてもらい、少しばかりお金がかかっても日本の風土に合う住宅であるとか、建物であるとか、そういったものにニーズが向くような、そうしたまた努力も必要なのではないかと申しております。

会員の中には、本当に日本の伝統的建築技術の中でも日本に200人ほどしかおられない、そうした技能を持っているという、資格を持っている方もいらっしゃいます。

そうした方が、また日本の伝統的な建築物の中で典型的なものとしては、今日寺社建築というものも残っておるわけですが、この寺社建築一つにしても、今日のいろんな社会情勢の中で、そういう寺社の修復とか新築、建て直しというようなこともますます財政的な問題からも、困難な状況に

なってきたというふうに思いますけれども、何とかやはり仕事をしていくということに、先ほど申し上げたような、もう少しニーズを掘り起こしやすい方向へ向けて、何か仕組みをつくっていただければというふうに思っております。

この懇談会の席上でも申し上げましたが、白鳥の方が非常に多いようですけれども、これから市としては、例えば、先般市へ寄贈を受けた若宮家の修復・修理というようなものも課題として持っております。

そうした中で、例えば、なかなかこの仕事の受注というものもいろんな仕組み、制約がありますので、簡単なことは申せませんが、何らかの形でそうした方がそういう仕事にも関与されるような機会がつかればいいなということは、所感として思った次第でございます。

いずれにいたしましても、いろいろと先ほどお話もありましたように、子どもさんが伝統的な木工とか、そういうようなものに親しんでくれるようにというようなことで、本当に地道な努力をしておられますし、今度白鳥のふるさと祭りでもそういうブースといいますか、機会をつくっていただけるようではありますが、いろんな努力をしていただいて、活路を開いていっていただきたいというふうに思います。

この仕事がやはり安定して、将来に希望が持てるということでなければ、後継者をつくるということはまた至難なことであるというふうに思いますので、様々な課題がありますけれども、皆さんの力で取り組んでいただき、市も可能な応援は検討をさせていただきたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。ただいま市長さんが言われたように、彼たちは本当に一生懸命やっておられる、雇用対策協議会にも入ってPRしないかとか、また資格も今言われたように、日本で205名ですか、その中の1名に入っておる日本伝統建築技術保存会ということで、ユネスコの無形文化遺産登録団体であります。そういった技術も持っておられるということであり

ます。  
ニーズに合った仕事というようにお話を市長さんから頂きました。例えば市民の方が選ばれて、そういった家を建てられる、また簡易的な家も建てられることもあるでしょう。けれども、やはり日本人である限りは、何百年と持つような家、そういったことも考えながらやっていければいいなと思っております。

1軒の家を建築することは、人間一生の中で一度あるかないかだと思っており、大きな事業だと思っております。また、その家を建築することができるのは、番匠会の皆さんだと思っております。

若い人たち、将来を担う若者が番匠に夢を持ち、進もうとしているとき、手をあまねいては私はいけないと思っております。今我々ができることは、若い人たちの行く道を開いてやる、それが使

命だと思います。今後の市政運営に少しでも若者が夢を見てそれを実現させる、そんな市政に私は期待しております。

このことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時09分)

---

○議長（田代はつ江） 予定より少し早いんですけれども、全員おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時21分)

---

#### ◇ 長岡文男議員

○議長（田代はつ江） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、郡上市の博物館等の入館者の増加に向けての対策ということで挙げておりますけれども、昨今、今年の日本人の観光客の動向を見ますと、昨年からの全国旅行支援と、そういった国の支援とか観光支援策、そういった取組もございまして、コロナ禍以前の状況に回復しているようなことでありまして、新型コロナのダメージから脱していくような、そんな気配が感じられている状況でありますけれども、そうした状況を踏まえながら、1つ目に、博物館来館者、入場者ですね、による情報発信についてを質問させていただきます。

美並町に粥川という地区がございます。そこに美並ふるさと館という施設がございます。このふるさと館は、円空仏が約90体展示がしてあります円空ふるさと館、そして昔の生活用具あるいは生活様式が陳列・再現されております生活資料館という、この2つから成り立っており、そうした博物館があるわけでございます。

美並は円空のふるさとということで、この美並町内には約150体以上の円空仏が発見されておるわけなんですけれども、その中から90体以上の、本物というか、作り物じゃなくて、実際の円空が彫った、そうした仏像が展示してあるわけでございます。

そして、隣には星宮神社というような金幣社もあるわけですので、ここの展示は本当に円空生誕の地という、美並、言われておるわけなんですけれども、それにふさわしい玄人好みの本格的な、そんな展示がしてある施設でございます。

そうした施設があるわけなんですけど、今日、新人の皆さん方も傍聴に来ておみえですけども、いつもよりちょっと少ないような気もしますが、ぜひ新人の研修にも、こういったふるさと館の視察、そういったのも組み込んでいただくと、本当にありがたいかなというふうに思っておりますけれども、そうしたこの施設に円空仏の写真、それから写真撮影と、それからスケッチをしたいという、そういった方がおみえになりました。

写真撮影やスケッチは禁止という決まりがあるということで、その受付の方は断られたということでもありますけれども、その方は非常に不満に思っただけで帰られたということでもあります。

今の時代、写真撮影とかSNSへの投稿など当たり前の時代なんです。インスタなどの拡散がその入館者の増大につながるわけでありまして、そうした対応が市内の施設もみんなそうなのかと思いついて、市内に7つの施設がございますけれども、それぞれの施設に問合せをしてみました、どういう対応をしておられるかということで、で、大和の文化財収蔵展示館、白山文化博物館、それから白山瀧宝殿、それからたかす開拓記念館、明宝の歴史民俗資料館、和良歴史資料館、こういった窓口の方に直接お話を伺いました。

そうしましたところ、写真の撮影やSNSの情報発信にどういう対応をされているかということを知ったわけなんですけれども、カメラの撮影はオーケーというところもございました。

そして、受付ではちょっと分からないと、役所に聞いてもらわないと分からない。それから、商業用の撮影は許可できない、ほかは検討させてもらう。そして、あとSNSの意味が分かりません。そんないろんな回答が各施設であったわけでもあります。

その施設の中には、非常に丁寧に詳しく説明していただける施設もございましたけれども、私はこの同じ市内の施設の中で、特に撮影に関しまして、どうして統一した見解がなされていないのか。来館者の方は、迅速な対応ができなければなかなか、施設に訪れた方は残念な思いをするわけです。ちょっと待ってとってくれとか、役場へ問合せするとか、それはまた時間がかかるわけですし、来た方がそんな何分も何十分も待つわけでもないですし、そうしたことは相手に非常に不快感を与える、そういったものではないかなというふうに思うわけでもあります。

もちろん、展示物の中には持ち主の方からお預かりをしているもの、そういったものもございまして、重要な文化財に指定されている、そういったものもあろうかと思っております。しかしながら、そういった重要なものについては、展示ケース、ガラスケースの中に展示をされておるわけでありまして、ガラスケース越しに写真を撮影したりスケッチする、そういったことは、お借りしておる持ち主の方から事前にそういった許可を取っておいて、事前に許可を、必要であれば許可を取っておれば済む話ではないかなというふうに思います。

私、昨年末に名古屋の旧ボストン美術館、今現在は金山南ビル美術館棟というふうなんですけれども、ゴッホの「アライブ」という、ゴッホの作品と音と映像などを五感で楽しむ没入型展覧会、

こういったものを体験に行ってまいりました。

これはちょっと資料のほうに、タブレットのほうの資料に入っておりますが、ずっとこの資料は眺めていただければ結構ですけども、こういった展覧会がございました。

これは、本当にゴッホの名作の数々が力強いクラシックの音楽に乗りまして、巨大な画像で生き生きと再現された空間でございまして、絵画の中の世界を歩いているような、そんな感覚になるような特別な体験をさせていただきました。

こうした会場も、会場内、写真撮影、録画、全てオーケーなんです。全てどのように映そうというのも自由でありました。そして、この資料の中にも入っておりますけれども、名古屋で開催されておりましたジミー大西氏、吉本興業に所属しておるジミー大西さんの画業30周年の記念作品展、これも見に行きました。この作品展も、やはり写真撮影、録画、全て自由です。何をどのように撮ろうがオーケー。このように昨今では美術館や展示館に行きましても全て自由、撮影してどんどんSNSで情報発信してくださいというところが多くなってきております。来館者、入場者自身がSNSを活用して情報をいろんな方と共有してもらうことで、情報が拡散して来場者の増加が見込めるわけです。

令和4年度には、博物館法が改正されました。他の博物館との連携や地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など、地域の活力への寄与が努力義務であるというふうにされました。博物館も観光的な側面から、SNS等による情報発信は重要な取組であるというふうにされてきたわけであります。

全国の公立博物館では、公費減少の一方で事業収入も十分ではありません。非常に厳しい運営状況である。そんなことから、来館者増加のための積極的な取組が求められている現状であります。

そうした中、今後、市としましては、博物館と来館者による撮影やSNS、そうした情報の発信について、どのような対応をなされていくのか、またどう考えておみえなのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答をさせていただきます。

市内の博物館、資料館は、郡上市歴史資料館、郡上八幡まちなみ交流館、郡上八幡楽藝館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、白山瀧宝殿、たかす開拓記念館、美並ふるさと館、明宝歴史民俗資料館、和良歴史資料館があり、各館が目的に応じて資料を収集し、保管・展示をしております。

これらの資料には、各館が収集した資料、個人や自治体等から借用及び寄託された資料があります。郡上市歴史民俗資料等取扱要綱に基づき、調査研究や商業目的のために、これらの資料を撮

影・模写・複製等を行う場合の許可申請を除き、来館者が各館が収集した資料を撮影やスケッチをする場合は、申請の必要はありません。ただし、個人や自治体等から借用及び寄託された資料を撮影やスケッチする場合には、どちらの場合でも所有者の了解を得ていただく必要があります。美並ふるさと館の場合がこちらに当たります。

来館者による撮影やスケッチの対応については、これまでの慣例に基づいて各館がそれぞれ対応をしておりました。今後、撮影等に関して各館の資料の収集・保存・展示方針の在り方を踏まえたルールを設け、来館者に分かりやすい対応をしていきたいと考えております。

また、現在は撮影ごとに所有者の了解を得ていただいておりますが、事前に了解が得られないか、各所有者と協議をしておきたいと考えております。

次に、SNS等による情報発信については、現在は各博物館・資料館によって異なり、古今伝授の里フィールドミュージアム以外では館独自でSNSによる情報発信は行っておらず、市ホームページ、データ放送、観光協会等のホームページや指定管理者のSNSによる掲載、紙媒体等による情報発信を行っておるのが現状でございます。

博物館来館者のSNSによる情報発信については、来館者が館外の風景等を撮影しSNSに投稿している様子を見かけますが、館内の展示を撮影しSNSに投稿している様子は把握しておりません。

各博物館・資料館の特徴ある資料や展示による各地域の歴史や文化等をより多くの方に知っていただくため、市内の博物館・資料館の連携を図りながら、よりよい情報発信を行ってまいりたいと考えております。

博物館来館者のSNSへの投稿を目的とした写真撮影については、来館者が情報発信をしやすい、今後、環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） ありがとうございます。いろいろ前向きに御検討していただき、進めていただきたいなというふうに思っておりますけれども、これは簡単なことなので、すぐに取りかかっていただきたいなというふうに思っておりますし、SNSの情報発信で集客に成功した事例は幾つもあります。

例えば、東京の六本木ヒルズに、その森タワーの中に森美術館ございますけれども、この美術館は現代美術を中心に建築、それからファッション、そういった企画展を中心にいつも展覧会やって、開催されておるわけなんですけれども、この施設は国内において常に上位の入場者を誇っておる施設であります。ここについては、紙媒体はほぼ使っておりません。写真を撮りたくなるような、そんな場面をつくっておったり、皆さんがSNSでシェアしたくなるような、そんな展示を目指して

やっぴいこうということ、ここも全ての撮影がオーケーという、そういったマーケティング戦略、それを持ってやっておるということなんです。ですから、何とかな、こちらから積極的に撮ってくださいということをもっと表すぐらいのことでいいかなというように思っております。

市内の観光施設、飲食店でも、インスタの活用によりまして利用のお客様が莫大に増加したところがございます。これは、本当に驚異的に増えたところが数件ございます。今年の夏のシーズンなんかも本当にそこは混んでおりまして、車ももう渋滞で入れるような状態ではございませんでしたが、このインスタの活用によりまして、そういった施設も出てきておるわけでございます。

入館者のそうしたニーズに合わせてスムーズな対応をしていただく、そういったことが入館者の増加につながっていくのじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2つ目、2番の子どもの入館料の無料化につきまして質問をさせていただきます。

現行の博物館法では、公立の博物館の入館料については、やむを得ない事情の場合を除き、原則無料とする旨が定められております。博物館というのは原則無料なんです。ところが、多くの博物館では有料としておりまして、例外が原則を上回っている、そんな状況なわけでありまして。

これは、博物館の事業に還元されるのであるならば、一定の入館料を徴収することはやむを得ないという、そういった考えがございまして、特に私立の博物館では入館料が大きな収入財源でありますので、無料を原則とすることは難しいというふうに言われておるところであります。

市の博物館におきましては、学校行事や公民館活動において減免制度があります。実際に入館料を支払って入館されている子どもたちというのはどれほどでしょうか。私は、もし子どもたちを無料にしても、子どもの入館料の収益、減収が運営に大きく影響することは考えにくいのではないかとこのように思っております。

この4月にこども基本法が施行されまして、こども家庭庁が設立をいたしました。こども家庭庁では、子どもが真ん中の社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聞き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもの家庭と福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る子どもの政策に強力に取り組む、こういったことを基本姿勢として、そうした戦略の方針が全国の市町村にも通知がされているはずであります。

そうしたことも踏まえまして、この少子化の時代、学習機会の拡大あるいは地域の文化や歴史についても自由に関われる環境づくり、こうしたもののために、「こどもまんなか社会」の実現のためにも、子どもたち、児童生徒の入館料を無料にできないかお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは、まず現状といたしますか、子どもの入館者数等について回

答をさせていただきます。

市内の博物館のうち、子ども、小中学生でございますが、入館料を取っている施設は、郡上八幡楽藝館、古今伝授の里フィールドミュージアム、白山文化博物館、白山瀧宝殿、美並ふるさと館、明宝歴史民俗資料館、和良歴史資料館となります。

入館料は1人110円、20名以上で団体割引で1人60円となります。また、小中学校が授業の一環として入館する際は、事前に減免申請を提出いただき、入館無料となっております。

郡上市歴史資料館、郡上八幡まちなみ交流館、たかす開拓記念館は無料となっております。

子ども、小中学生の入館者数でございますが、昨年度は、郡上八幡楽藝館では53名、古今伝授の里フィールドミュージアムでは55名、白山文化博物館では1,309名、白山瀧宝殿では13名、美並ふるさと館では158名、明宝歴史民俗資料館では58名、和良歴史資料館では26名となっております。

白山文化博物館では、あゆパークとの連携事業により、多くの市内外の小中学生の方に入館をいただいております。市全体では1,672名入館いただき、そのうち免除せず入館料を頂いている方が776名でございます。入館料は7万2,510円でございます。

なお、郡上市歴史資料館、まちなみ交流館、たかす開拓記念館の3施設は年齢による入館数の把握を行っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 私からは、ただいま次長のほうから説明をいたしました、言わば郡上市の持っております博物館とこの施設について無料化ができないかと、小中学生の無料化というような御提言でございますが、それについてお答えをいたしたいと思っております。

教育委員会のほうで、岐阜県内のこうした類似の施設の入館料の徴収状況につきまして調査をしてもらいましたところ、同じような施設、県内で101館ほどの施設について、小中学生の入館料を無料としているところが39館ということで、ほぼ4割のこうした施設については、小中学生について無料化をしているということでございます。

また、郡上市においては、現在は頂いている場合もありますが、学校の学習活動であるとかいろんな場合には、実質は免除をしているということで、実質はかなり無料に近いところではありますが、頂いているというケースもあるわけでございます。

これから、子育ての問題であるとか、子どもの学習であるとか、あるいはまた観光立市を標榜しておりますけれども、よそからおいでになる方でも子どもさん連れの家族が入りやすいとか、そんなようなことを考えますと、やはり御指摘のように、将来といいますか、あまり遠くないうちに無料化という方向を基本的には考えざるを得ないのではないかというふうに思っております。基本的には、そのような方向で今後検討してまいります。

（2番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 非常にありがたい回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

今、金額聞きますと7万2,000円です。すぐやりましょうよ、これは。そんな近い将来じゃなくて、条例等直す必要あるかと思えますけれども、すぐにできるので、すぐやっていただきたいなというふうに思っております。

私がこうした博物館というようなことで今日質問をさせていただきましたけれども、この質問をさせていただきました一つには、子どもたちの居場所として、こうした文化施設、博物館も図書館みたいな感じで利用されてもよいのではないかということが一つ考えとしてございました。

今、子どもたちは、学校が終わりますと塾や、あるいは放課後児童クラブ、そういった、行く方が多いわけですが、地域の博物館には管理人もいるわけですし、新たにそういった人を置く必要もない。ですから、ぜひ無料にさせていただいて出入りが自由になる、そうした居場所の一つとして考えてみたらどうかという思いがございました。

くしくも、今日のこの今朝の新聞を見ますと、これは中日新聞ですけども、「子の居場所づくり」、そんな記事が出ておりました。子どもの居場所づくりの専門部会が設置されておるようでございます。

その専門部会の中で、これまで貧困や不登校など、そういった方を対象にした子どもの居場所づくりがあったわけですが、いわゆる普通の子どもたち、そういった方が孤独を感じているのが現在の社会、誰でも利用できる、そうした居場所づくりが今後は必要だと、特定な子どもたちじゃなくて、普通の一般の子どもたちが、そういった方たちの居場所づくりにもなるんじゃないかというふうに思うわけであります。

そして、今回、博物館のことを中心に質問をいたしましたけれども、これはその範囲をあまり広げてしまってはなかなか答弁もしにくいというか、広がり過ぎてはいかんということで博物館ということに今回しましたけども、私の思いとしましては、このSNSの活用については博物館に限った話ではないんです。集客を必要とする施設、そういった事業については、事業推進の戦略として、今まで以上に積極的にSNSを活用していただきたい、そういう思いが一番強いわけであります。

今年、作業服とかアウトドアの販売の※\_\_\_\_\_会社がございますけれども、この※\_\_\_\_\_社外取締役、ユーチューバーの42歳の主婦の方が就任をして話題になりました。このユーチューバーのこの方がユーチューブとかブログで商品を個人的に紹介しておったことが、チャンネルの登録者数が本当に数十万というふうにあがりまして、商品の売上げに大きく影響を与えたと、そんなことがきっかけで、この方は社外取締役ということに就任をしたわけでありまして、一般の方がSNSを利用して情報を共有してくれることに企業が注目したわけなんです。だから、市役所もそういうことに注目しましょうよ。一般の方の力に頼ってもいいんじゃないですか。

※後刻取消発言あり

そういうことに注目をして、情報発信の宣伝効果は非常に高いわけですから、お金をかけなくてもPRができるんです。いろんな方面で積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思っておるわけです。

いろんな話を申し上げましたけれども、ぜひできることからスピード感を持って取り組んでいただきたい、そういうふうに思っております。

ちょっと時間を余しましたけれども、私の質問はこれで終了をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

(午前10時54分)

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

---

#### ◇ 田代まさよ 議員

○議長（田代はつ江） 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番、田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので、失礼いたします。

この夏は郡上のおどりが通常開催され、多くの方が踊りに参加をしていただきました。コロナの感染者数も心配されましたが、5類に移行されたこともありますし、また、愛知県の方ではインフルエンザもはやっているということです。引き続き、感染対策をして自己管理をお願い申し上げます。

白鳥おどりにおきましては、マイ下駄作り事業で、下駄を作り、その下駄を履いて踊りに参加してくれた生徒も多かったようです。その生徒も含めまして、今年は若い子が大勢参加をしてくれたということで、関係者の方はとても喜んで見えました。

若い世代が盛り上げてくれることにより、活気が出てきて、年配の方々にもパワーがもらえてとても良かったとおっしゃって見えました。今年だけで終わらず、長く続いていけるように、また、市全体で盛り上がるようになりますことを祈り、私も参加をしていこうと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、大項目で2つの質問をお願いします。

郡上市商工会についてと子ども政策についてです。

初めに、郡上市商工会についてお尋ねをいたします。

ここでは、小項目として2つの質問をお願いいたします。

商工会とは、地域の事業者が業種に関わりなく会員となり、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。また、国や都道府県の小規模企業施策・経営改善普及事業の実施機関でもあり、小規模企業者を支援するために様々な事業を行っています。

郡上市商工会は、平成19年（2007年）4月に設立されました。合併当初の商工会員数は2,442名で、全国でも有数の大規模商工会となりました。合併を機に、地域おこしのために行われるイベント中心であった商工会活動から商工会員の方々の経営を支援する業務に転換し、新たな取組に挑戦する先進的な商工会として新しくスタートされました。

市も、郡上市商工会と連携して商工業振興に努め、市小口融資制度並びにチャレンジ支援資金融資制度、信用保証料補給制度による支援、経営支援の相談窓口の開設、地域産業人材の育成、事業継承への支援を行ってまいりました。

そんな中、突然に、2020年に新型コロナウイルス感染症が世界中に襲いかかり、今までとは全く違った生活形態となり、飲食業者をはじめ、多くの事業者を苦しめました。2020年4月頃より外出がしにくくなり、リモートで仕事をされるようにもなりました。目には見えないウイルスとの戦いが始まりました。先の見えない不安しかない日々が続きました。そのような中で、商工会の役割はとて大きかったと考えます。

1つ目の質問です。郡上市商工会として16年たっておりますが、商工会が新しくスタートされた主な目的はどのようなことであつたのでしょうか。そして、コロナ禍での商工会の事業内容はどのようなものがあつたのでしょうか。市の役割は商工会に対してどのようなことであつたのか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、田代議員も触れていただきましたが、郡上市商工会の最近の会員数の状況について、少しお話をさせていただきたいと思ひます。

議員言われましたとおり、平成19年の商工会の合併時は、会員数は2,442人でありましたが、以降年々減少いたしまして、平成26年度末には2,000人となつて、平成28年度からはほぼ横ばいの会員数が移行しておつたというような状況でございました。

ここ数年を見ますと、令和2年度は2,028人、3年度は2,039人、4年度は2,064人と微増をしている状況でございます。

その微増の要因といたしましては、市も支援をしております商工会が平成21年度から開催してお

ります創業塾、こちらがコロナ禍においても継続されたことによりまして、新規創業者が毎年輩出されたことが大きいということを商工会も分析されております。

今年8月末現在の郡上市商工会の会員数は2,084人となりまして、合併以来、県内商工会においても会員数はトップ、組織率でもトップクラスでありまして、主な市内の事業者の大半をカバーできているということになっております。

それで、御質問の商工会の主な目的につきましては、商工会は商工会法に基づいて設立をされました経済産業省認可の公的団体でございます。議員言われましたとおり、地域で事業活動を行う事業者が会員となりまして、それぞれの事業や地域発展のために総合的な活動を行う団体として位置づけられております。

商工会は、国や都道府県の商工企業のための施策や経営改善普及事業などの実施機関でもありまして、特に中小・小規模事業者の経営発達支援を実施しているところでございます。

そのような中で、今般のコロナ禍での郡上市商工会の事業内容につきましては、メイン事業であります経営改善普及事業では、会員への巡回指導や窓口指導などを継続実施されておりますし、地域の小規模事業者に対して専門的な経営指導や支援をされております。

コロナ禍における相談件数は、令和2年度は8,894件、3年度には7,861件と、コロナ禍前に比べますとかなり多くなって、その経営指導というものを行っているというところでございます。

コロナ対策として、国の支援策の一つであります、コロナマル経融資につきましても、事業者の運転資金確保のため、その手続等に対して積極的に支援をされているとともに、市においても、国の3年間の利子補給の後の4年間を全額、市は支給するものとしておりまして、合わせて7年間、郡上市商工会は郡上市と連携をしながら支援を継続されるものでございます。

コロナマル経融資の利子補給の対象となりました令和2年3月17日から同年9月30日までの借入れ事業者は279件で、そのほかにも3年間、2分の1を利子補給いたします通常のマル経融資につきましても、市と連携しながら、郡上市商工会利子補給事業として、事業者159件に対し支援をしているところでございます。

また、コロナ禍における郡上市の商工会に対する役割といたしましては、今ほど申し上げました、日本政策金融公庫の融資に対しまして、郡上市は、郡上市商工会利子補給事業へ補助を行い、商工会と連携して市内事業者の経営継続のための支援を行っているということとともに、そのほかにおきましても、コロナ禍において市が実施をいたしました、新型コロナウイルス商工緊急対策事業での新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金や、郡上市売上減少事業者支援などのコロナ経済対策31事業に対しまして、商工会には強力に対応をしていただき、市内事業者への事業継続のための支援を連携しながら行ってきたところでございます。

特に、市内経済の需要喚起を目的に市民の消費を促します、郡上市プレミアム付商品券の発行に

つきましては、従来の商工会業務に大きな負担がかかる中で、商工会には連携と協力をいただいたところでございます。

このように、郡上市商工会に対しましては、コロナによる影響等、エネルギー価格高騰、物価高騰などによる社会情勢の変化を注視しながら、市内事業者の事業継続を下支えするため連携し、情報共有を図ることによって各種事業を推進してきたところでございます。

今後におきましても、郡上市商工会は事業を推進する上で重要な協力関係団体でございまして、一層の連携強化により市内事業者の事業継続のための支援を推進してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。

本当に、コロナ禍の相談件数が莫大な数だと思いました。それでも一つ一つ丁寧に対応してくださったと思っております。また、いろんな補助事業など、31事業にも対応していただきまして、本当にありがたかったなと思っております。

また、プレミアムの商品券の販売におきましては、なかなか、本当にいろいろと問題もあったかと思いますが、商工会の皆さんの助けもあったと思いますので、これからまたどのようになるのかは、また御検討していただき、商工会のほうにも支援をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、2つ目の質問です。郡上市商工会の事業の一つである事業継承事業についてお尋ねをいたします。

郡上市商工会に合併する前のことですが、白鳥町商工会の一つの事業として、パソコンを利用して買物をするという実験、買物支援サービス実証実験が行われました。私の店でもパソコンを置いていただき、実験に参加をさせていただきました。

また、白鳥町の実験の前に、大和町での買物実証実験が行われていました。大和町での実証実験は、パソコンの利用ではなく、注文用紙での買物実証実験ということでした。

しかし、2つとも長くは続きませんでした。その理由として、1つ、手数料や利益が出ず赤字となる、2つ、なかなか多くの実例がつかれない、3つ、年配の方々は実物のものを見て触って買物がしたい、4つ、家の中で注文をするのではなく、外に出て人と会話をしながら買物をしたいなどの理由が挙げられています。

この実証実験から考えられることは、自動車などを運転できなくなった方々は歩いていける範囲で買物がしたい。実際に見て、手に取って、そして会話をしながら買物をしたいということです。その上、生鮮食品を扱うお店が本当に少なくなり、歩いていける場所にはほとんどないのが現実ではないでしょうか。

市街地でも生鮮食品を扱うところがないというお話をよく聞きます。商店を行われる方々も高齢になると商売が続けられなくなります。後継者がみえないということもありますが、後継者がみえても、人口が少なくなれば、より地域の中で事業を進めたいとは考えません。最終的には、廃業を選択せざるを得ません。また一つ、また一つと商店が消えていきます。

市に住まわれる方々は、この先のことを考えると、本当に不安になると思います。現代では、インターネットが普及し、どんなに山の中で暮らしていても、商品などの販売が可能になります。人と接触しなくても生活必需品が配達されてきて、生活に困ることがほとんどないくらいです。それは一見よさそうに見えるかもしれませんが、私はとても残念なことに感じます。人と接することはとても大切なことだと思いますし、これから先、市の人口も減っていくようになると、お互いに助け合うことが必要になると思うからです。人と話し、互いに気遣い、助け合うことは小さな地域の中で暮らしていくためにはとても重要なことではないでしょうか。

商店を廃業に追いやらず、商売を続けていけるよう、地域の中で理解し合い、商業者だけでなく、行政だけでなく、住民の方々も一緒に考えていくことが必要と考えます。

地域の中で商店を残していくことは、小さな拠点を考える上でも、とても大切なことではないでしょうか。しかしながら、商店を残すことはとても難しく大変なことです。そこには市商工会だけでなく、行政からの支援が必要となります。また、商店があることにより、人が集まり、会話ができ、人とのつながりにもなります。そのような商店を継承していけることができるように支援をしていただきたいと考えます。

また、私がいつも申し上げますように、高齢化が進む2025年問題もすぐにやってまいります。いろいろな面での2040年問題も、何もしないでいますと手遅れになります。介護の予防策として、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、継続的に拡大していくような地域づくりを推進するためにも、地域に集まることのできる商店があるということは、よりよい介護予防や認知症予防にもつながっていくものと考えます。

介護予防法の中で、地域支援事業におきましても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためや、住み慣れた地域での暮らしを継続支援するためにも、地域支援事業を行うものとする記されています。単に商店を続けるためだけでなく、高齢者の福祉のためにも活用できるのではないのでしょうか。

地域の活性化のためにも、介護や認知症の予防のためにも、商工会と行政が連携し、事業を継承できる体制をつくっていただきたいと考えますが、市ではどのような支援や補助をされるのか、お尋ねをいたします。そして、地域住民が出資して組合などをつくり、地域と行政と商工会が一緒になり、商店などを自分たちの力で残していく方法はできないものではないのでしょうか。担当部長にお聞きいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、事業承継に対する市の支援や補助についてでございますが、郡上市においては、商工会を事務局とした、郡上市事業承継支援センターを設けておりまして、専門家の指導の下、商工会関係者、産業支援センター、郡上ふるさと定住機構、そして商工観光部、商工課で組織します事務局会議を毎月1回開催をし、事業承継を考えている事業者に対しての支援状況や進捗状況などの情報共有を行うとともに、市内の事業承継状況について、関係諸機関との連携と協力の下、進めているところでございます。

議員言われましたとおり、地域にとって必要な商店や生活に必要なお店を運営されている方々も高齢化をしております、家族内承継や第三者承継による事業承継が行えない場合には、廃業に追い込まれ、地域に必要な商店等が存在しなくなるという可能性もあることから、大きな課題であると認識をしております。

郡上市商工会においては、議員紹介がありましたとおり、商工会合併前の平成15年に、当時の白鳥町商工会で、平成24年には、郡上市商工会が大和地域内の高齢者世帯を対象に、買物支援サービス実証実験を様々な団体・組織、そして事業者などと協力を得て実施をしておりますが、その結果としては、想定していた効果というものは得られるものではなくて、この事業継続に対して検討すべき課題ということになっていると聞いております。

また、介護問題2025年でも示されておりますとおり、人口が最も多い世代である団塊の世代が75歳を迎え、人口に対して約2割、2,000万人を超える方々が後期高齢者になるとされておりまして、医療や介護のほかにも労働人口の減少や、全ての企業や事業者が事業継続や高齢化に伴う離職者の増加、そして人材不足が懸念をされておりまして、さらに介護問題2040年には、日本の高齢者人口がピークに達し、3人に1人が高齢者の時代になると示されております。

そのような背景を考えると、課題となっている事業承継問題につきましては、より積極的に取り組む必要があると感じておりまして、ますます郡上市事業承継支援センターの役割というものは大きくなっていくものと考えております。

郡上市事業承継支援センターでは、現在、事業承継を望む事業者や廃業を考えている事業者に対しまして、各地域に配属されております支援員と商工会が伴走支援型のサポートを行い、家族内承継のほかに、市内外を問わない事業者への第三者承継のマッチング手続や、国・県の事業承継支援機関等への登録の手続などを行いまして、幅広く全国に向けて情報発信をするなど、事業承継による事業継続のためのきめ細かなサポートをしているところでございます。

昨年度は6件の成約により事業承継がなされましたが、今年度につきましては、8月末現在で既に9件の事業承継が成立予定でございます。さらには、7件が成約に向けてサポート継続をしてい

る状況でございます。

また、当支援センターでは、情報発信を強化するために、事業承継事業についてホームページによる情報開示の迅速化やSNSの活用のほかに、郡上プラスへの特集記事の掲載や、広報郡上では9月から3月まで毎月、当支援センターの紹介をはじめ、事業承継事例などを紹介する記事を掲載する予定でございます。

市といたしましては、事業承継支援センターへの運営の支援というものはもとより、事業承継により新たに事業を開始する事業者に対しましても、店舗等改修に係る経費の一部を補助します郡上市事業承継支援事業により支援を行っておりまして、令和4年度は3件でございましたが、今年度は8月末現在で既に5件の支援を決定しているところでございます。

そのほかにも、市内の空き店舗を活用し、起業する方々の支援といたしましては、空き店舗等活用事業も実施をしているところではございますが、今後におきましても、各関係団体との支援体制の連携強化や支援制度の強化によって、地域にとって必要な店舗など、事業者の事業継続のための支援は引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、地域に必要な店舗を存続させるために地域住民が自ら出資し、組合等が取り組んでいくことにつきましては、現在のところ郡上市では、そのような手法で商店が事業継続されている事例はございませんが、総務省が紹介をしております地域住民の生活に身近な事業の存続・承継に関する実態調査の事例集では、地区唯一の生活食品店兼給油所が住民の要望にもかかわらず撤退したために、住民の8割の出資によって会社が設立され、住民主体となる新たな経営存続によって、買物支援と新たな地域住民の交流の場として、地域自ら運営しているという事例が紹介されております。

その際、自治体は必要な支援を行い、商工会など、商工関係団体は経営等ノウハウがある専門業者とつなぎ、相談窓口となるという協力関係がございます。郡上市におきましても、今後、地域住民自体が主体となり、事業継続の機運が高まっていくという際には、他団体の事例も参考に、地域に必要な焦点を地域住民が守り、継続していくという仕組みづくりを市と商工会も連携する中で、協力体制や支援方法などを研究していく必要があるというふうに思っております。

商工観光部といたしましても、事業承継や空き店舗活用など、地域に必要とされる、市民の生活に必要とされる店舗とか商店などの事業継続への支援は、今後も引き続き行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁をありがとうございました。

本当に、事業を継承するということは、人口が少なくなるとより大変なことと思いますが、やは

り商工会と事業者だけでは追いつかないこともありますので、本当に※\_\_\_\_\_どうぞよろしくお願いを申し上げます。

すみません、続きまして、大項目2つ目の質問です。

子ども政策について、2つほどお聞きいたします。

こども家庭庁が2023年4月1日に、こどもまんなか社会の実現を目的として発足しました。子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために、包括的な基本法として、2022年6月にこども基本法が成立し、2023年4月に施行されました。

目的として、次世代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

子ども政策を推進するに当たり大切なことは、子どもや若者の意見を聞くことです。子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据える、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁は、子ども・若者の皆さんの声を聞き、反映し、子どもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、国や地方自治体と連携し、子ども・若者の意見を聞き、施策に反映する取組を推進しています。

市においては、令和6年度から、こども家庭センターの設置に努めることになると思います。国としては、全国展開を目指していく方針を示していますが、市においては、設置に関しては、どのような方針で進められるのでしょうか。

また、大人は子どもの意見を諦めさせたり、子どもが自分の意見を伝えても否定的に済まされてはいけなとを考えます。校則なども含め、子どもが生活している身近な環境において、その環境をよくしていくためにどうしたらいいのか、どのようにルールを変えたらよくなるのか、子どもたちが安心して自分の思いを伝え、そして聞いてもらえる経験を、子どもにとって身近な地域の中できちんと保障することが大切と考えます。

市では、子ども・若者から意見を聞くためには、どのように周知され、子ども・若者が参加する仕組みをどのような方法で進められるのか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、こども家庭センターの設置についてお答えいたします。

現在、市では、母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的として設置された子育て世代包括支援センターと、児童虐待や困りのある家庭の相談を含む全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等の相談支援に対

応する、子ども家庭総合支援拠点を設置して、双方が協力・補完しながら様々な相談支援に対応しています。

子ども家庭センターは、現在設置している両機関を組織として一体的に運営することにより、母子保健、児童福祉、両部門の連携・協働をさらに深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図ることを目的として、全国に設置することが推進されています。

センター設置による拡充業務としましては、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども妊産婦等へのサポートプランの作成を行い、適切な支援につなげていくことや、このサポートプランに基づき、支援事業を対象者に利用勧奨していくことも想定していることから、新たな家庭支援事業を計画的に整備・展開していくこと等が必要になっております。

市としましては、こうした業務を実施する子ども家庭センターを、令和6年4月に設置する方向で準備を進めております。国の設置要件を考慮しながら、まずは設置場所については、変更はしなくても要件を満たすために、令和6年度は現状のままとします。

組織体制につきましては、支援員等、人員数の増員などは予定しておりませんが、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を配置、また、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1名配置していくことを予定しております。

新たなセンター長の指揮命令系統を明確にし、業務、事業を実施しながら、新たな家庭支援事業の実施についても検討をしまして、設置場所の一体化についての課題整理等も行った上で、支援体制のさらなる充実、機能強化に向けて取り組む予定としています。

次に、子どもの意見聴取についてお答えいたします。

子ども施策の決定過程における子どもの意見聴取が重要となってきている背景には、子ども基本法第3条第3号の基本理念、同法第11条の子ども施策に対する子ども等の意見の反映及び児童の権利に関する条約第12条、児童の意見の尊重にそれぞれ規定されていることがあります。

子どもの意見を聞く取組につきましては、郡上市では既の実施されているものがあり、郡上市市民共働センターでは、中高生の地域づくり活動に対する興味・関心を高め、誰もが暮らしやすい地域をつくる活動に参加しようとする意識を育てることを目標としたG o o d郡上プロジェクトを実施しており、毎年多くの提案が出てきています。

また、中学生、高校生対象のふれあい懇談会は、市政に関心を持ってもらうとともに、市への思いや、中学生、高校生の視点から広くまちづくりや市を活性化するための提案を聞き、市政運営への反映や意見交換していくことを目的に開催しています。

子どもたちの身近な生活の場となる学校においても、生徒会や児童会が組織されて、子どもたち

が学校生活の充実と向上のために諸問題を話し合い、協力してその解決を図ることを目的として活動を行っていますし、学校運営協議会にも生徒会、児童会が参加し、関与していく方向で進んでいます。

既に実施されています、子どもの意見聴取に関係する郡上市での好事例を生かし、継続していくとともに、今後は子どもに関する施策の計画策定時に、子どもの意見を聞く取組を検討することや、子どもや若者にとって身近なSNSを活用して、気軽に意見を発信できる環境をつくるなど、様々な手法を組み合わせた仕組みを検討しながら、関係する部署や機関とも協力しながら、意見聴取の枠組みを多層的に発展させていきたいと考えています。

また、子どもたちが家庭や学校、地域等で日常的に意見を言い合える機会や環境が重要であると考えておりますので、意見を聞ける文化を醸成するために、市民全体の理解、協力が必要であるといったことを発信していく方法も検討していきたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございます。

こどもセンターにおきましては、人員が1人増えて対応されるということですが、このことは、前は病院のことだったからとか、部署が違うからとかということのないように、子どものことは子どものこととして取り上げていただきますようお願いしますと同時に、子どもの意見も随分聞いていただいているようですので、本当にありがたいことだと思います。しかし、本当に意見を言いたくても言えない子どももあるかと思っておりますので、そういう子どもたちの声も聞いていただけますように、よろしくお願いを申し上げます。

すみません、2つ目の質問ですが、6月の定例会の折に、令和5年度郡上市一般質問の補正予算の中で、款項目812の非常備消防費民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業のところ、子ども用のヘルメットのことで質問を……

○議長(田代はつ江) すみません。ちょっと途中ですけども、5分以内に終わらないようでしたら、この質問を終わりにしていただきたいと思っております。

○3番(田代まさよ) すみません。

では、これで私の質問を終了させていただきます。時間を超過した、超過というか、上手に配分できずに申し訳ありませんでしたが、御丁寧な答弁をありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しております。

(午前11時42分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◎発言の取消

○議長（田代はつ江） ここで、長岡文男議員より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 2番、長岡です。ここで、先ほどの私の一般質問の中で不適切な発言がございましたので、削除、訂正をお願いしたいと思っておりますけれども、話の中で一般企業名※\_\_\_\_\_を発言いたしましたので、その部分について取消しをしていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでしたが、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 続きまして、田代まさよ議員より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番、田代まさよです。2番議員に続きまして、先ほどの私の一般質問の中で答弁の後のコメントに団体への支援をお願いしたいと申し上げましたが、不適切な発言でございましたので、発言の削除をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（田代はつ江） それでは、一般質問に入りたいと思います。

---

◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長（田代はつ江） 7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 7番、森藤です。よろしく申し上げます。

昨日、9月14日ですが、私、1つまたおかげさまで年を取ることができました。迎えて最初の一般質問となります。不適切な発言のないように。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私、今回の一般質問は不登校支援1点であります。この不登校支援について4点ほど伺いをいたします。

この不登校につきましては、私はいろいろと従来調べてまいりました。令和2年、小学校が正確には休業です。休校になりました。令和2年の3月、4月、5月、3か月間。そういったときに子どもたちの心、体力、学力、これはかなり懸念しました。コロナということもありまして、いろいろな制限、制約のある中で、こういった学校の不登校ということが非常に加速したのではないかと

いうことも問題提起を差し上げました。

そういったことを思いながら、不登校、校内フリースクールとか、これは愛知県岡崎市のほうにも東海中学さんのほうにも視察をさせていただきました。また、名古屋市の教育委員会にもお邪魔をしました。滋賀県草津市のほうの教育委員会にもお邪魔をしました。そういうことを踏まえて、不登校問題には私なりに一生懸命取り組んできました。そういったこともありまして、今回は不登校支援ということについて質問させていただきたいと思います。

この不登校という言葉自体が少し違和感があるんですが、これは8月31日、ついこの間の新聞ですが、郡上市ではなくて、県内には不登校特例校、草潤中学校と西濃学園、2校あります。全国には24か所。この中で、不登校特例校という言葉に対して文科省が改称をしております。学びの多様化学校というふうにして改称をしております。なので、「学びの多様化学校、草潤中学校」、「学びの多様化学校、西濃学園」というふうなことに変わるそうであります。

また、9月1日問題ということで、この9月1日になると、夏休みを明けて、子どもの心に対して非常に問題を多く抱えるということで、これは岐阜大学の、教育委員会の方は御存じだと思いますが、加藤善一郎教授という方が、いろいろと発達障がいや不登校の臨床や地域連携を非常に進めるというふうな方ですので、こういった方たちの研究もぜひ進められたいというふうにして思います。

それでは、質問にまず入らせていただきます。

今年5月18日木曜日に実施された不登校の子どもの保護者たちと市長とのふれあい懇談会が実施されました。民間のフリースクールを会場に、不登校の子どもたちの保護者たちと市長のふれあい懇談会。7月14日付の新聞にそのことが少し掲載をされておりましたので、その内容は少しは周知をしておりますが、その中で少し市長もいろいろと感想を述べられておりますが、私はその現場にはちょうどいなかったもので、その新聞でそれが開催され、そういった会を持たれて懇談をされたということでありますので、市長さんからもう少し具体的にどのような感想を持たれたかということについて、最初にお尋ねをしたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま森藤議員のお話にあったとおり、5月18日に市長と語る会といいますか、そういう懇談会ということではありましたけれども、ここでは不登校という言葉を使わせていただきますが、不登校のお子さんを抱えておられる、御両親がおいでになったり、あるいはお母さんだけという方もいらっしゃいましたが、約10名ほどの方とお話をさせていただきました。場所はまた言わば民間のフリースクールといいますか、そうしたものを開設しておられる方のところでした。

私も初めて実際に不登校のお子さんを抱えておられる親御さんたちとの話合いと申しますか、そうした方々の話を直接お聞きする機会を得たわけですが、本当に私も胸が痛くなるような、そんな感じがいたしました。

不登校のお子さん自身の悩み、そうしたものももちろんあると思いますが、またそれに勝るとも劣らないと申しますか、それ以上にやはり親の方々が深く悩み、そしてどうしたらいいのかということに苦しんでおられると、そういう姿を本当に間近に接したわけでございます。

中にはお子さんのことを語りながら、本当にもう涙ぐんで、胸がいっぱいになってお話ができないというような親御さんもおられて、やはり親御さんの立場からすると、どうして子どもが学校へ行かないのかと、そのことに納得することができない、その時間がかかるとか、そしてこういうふうになったのは、自分たちの育て方が悪かったのではないかというような自分を責める気持ち、あるいはこの子はこれからどうなっていくだろうと、私たちはどうしていったらいいだろうかというようなことに非常に深く悩んで苦しんでおられると。

そして、このことはまたお話の中に出てきましたけれども、両親だけでなく御家族がいらっしゃる、その祖父母の方々もまた深く悩んでおられ、そして祖父母の方と両親とのまた教育の子どもに対する接し方等についてのあつれきがあって、そのことも悩みになっているというようなことです。

そういうようなことを本当に直接聞いて、私も本当にこれは大変なことだというふうに思いました。

また、そういう中で、もちろん学校の先生方、あるいは市のいろんな教育支援センターとかいろんなところも一生懸命対応していただいているということもお聞きをいたしました。そしてまた、この民間のフリースクールというような形で子どもたちを預かり、また、そこでできる教育はしていこうという志を持って取り組んでおられる方々のお話も聞いて、これも本当に大切なことだというふうに思いました。

とにかく非常にお話を聞くだけで、私もこうしたらああしたらいいということがとても言えるような、そんな問題ではないと、深くやはり大きな問題であるというふうに思っておりましたが、総じて感じたことは、これは誰をも孤立させてはいけないということだろうというふうに一つは思いました。親御さん、あるいは本人たち、あるいはその他の関係者も含めて、やはり一人一人が孤立して悩むと苦しむというようなことのないようにしなければいけないということも感じたところでございます。

この不登校の問題については、様々な角度から取り組んでいかなければいけないというふうに思いました。医療というような、医学というような面からも取り組む必要もあるケースもあるというふうに思いましたし、また、こうしたお子さんを抱えていらっしゃる方々は、そのお子さんに係る

いろんなことで生活の仕方が変わってくるということで、やはり例えば、十分働きに出られないとか、そうしたことに起因する、また経済的な問題というようなこと、あるいはお子さんを、いわゆる義務教育である学校に通わせることができないということで、その他のところで様々な経費がいるという、経済的な負担の問題、こうしたことがあるということで、非常に多角的にこの問題は取り組んでいかなければならない問題だということを深く感じました。

今日、私ども郡上市としては、今回も補正予算を出させていただきましたが、八幡中学校等におけるいわゆるF組、その白鳥中、あるいは大和中への拡充の問題であるとか、あるいは相談体制の拡充というようなことで、やはり私たちも手探りでいろんなことを進めておりますが、これで十分だとは決して思っておりません。さらにいろんな点を他自治体の取組等も参考にしながら、今後この問題については、やはりしっかり取り組んでいかなければならないということを感じたというのが私の所感でございます。

そうしたことをしっかり、さらに取り組んでいきたいというふうに思っているのが現在の心境でございます。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) 市長さんから感想をいただきました。市長さんから言われるようなことを、本当に私も感じさせていただいております。というのは、私も民間のフリースクールさんにいろいろ相談とか、私は不登校の問題でいろいろと視察等も行っているということを誰かにお聞きしたんだと思いますが、相談ありまして、実際に民間のフリースクールにも行って、そこのお子さんにも保護者の方にも会って、お話を聞く機会もありました。

市長、おっしゃられたように、これは孤立させてはいけないとか、経済的な負担というのが非常に大きいところなので、後ほど3つ目の質問にはなりますが、何とかそういった多様な学びの中の居場所の一つとして、そういった民間のフリースクールへの支援もお願いしたいというふうなことを後ほど申し上げます。

ただ、市長さん言われたように、この市は市で一生懸命やっております。校内フリースクールも設置して、補正でもそうやってすぐ早急に上げていただきました。そういったことで対応はさせていただいております。

新聞紙上を毎日見ていると、不登校の話が本当に記事をよく目にします。事あるごとに、私も新聞記事でいろいろと情報を得て、私の引き出しも多くして問題に取り組まないといけないなということで、これはちょうど今、市長さん御答弁にありましたが、これは市長さんが民間のフリースクールで保護者の方と懇談会をやられたというようなこととか、いろいろと私なりに不登校関連の新聞の記事というのはたくさん集めまして、私もその中でいろいろと思うことがありますので、そ

ういったことを含めてこういった問題には取り組んできてまいりました。

校内フリースクールのお話がありましたが、この広報郡上の8月号、ここにも早速ですけども、これは凌霜というところで不登校児童生徒の支援を進めています。適応指導教室、まあ、次の質問ですが「スマイル」、あとFクラス（フリーカリキュラムクラス）の新設ということで、この広報郡上を使っていろいろと不登校支援をしているということで、市の取組を紹介していただいているということは非常にありがたいことだと思います。

そこで、適応指導教室「スマイル」というものがあります。これは、校内フリースクールが設置する以前から、そういった「スマイル」というふうなところで教育的ないろいろ指導をされております。これは北部にふれあい創造館で設置されていますし、南部では郡上八幡青少年センターで児童生徒がここへ通ってみえます。

市の調査で2021年度これは令和3年ですが、年間30日以上欠席がある小中学校の不登校児童・生徒の現状については、小学校が25人、中学校が34人で、合計59人でした。

令和4年ですが、この郡上市教育委員会点検評価報告書というのがあります。これは資料として議会のほうにも、議員の皆さんにも配られておりますが、この中を見ますと、最新の令和4年の不登校の子どもたち、年間30日以上の子どもたちですが、私は先ほど令和3年が25名と言いましたが、令和4年は39人、14人増えております。中学校は令和3年が34人でしたが、令和4年には57人です。23人増えておるんです。小学校だと令和3年が25人で、令和4年が39人、14人増えていますし、中学校では23人増えています。これ、令和3年は59人でしたが、令和4年は96人に増えているんです。非常に悩まれている子どもたちがたくさん増えているというのは、これは全国的に見ても非常に顕著に現れております。

こういったことの取り組みの一つとして、校内フリースクールを設置して、いろんな居場所を作ってくださいと。また、適応指導教室「スマイル」も設置されて、そこに子どもたちを居場所として教育をされているということは承知しております。

この「スマイル」ですが、これは広報郡上にも説明はありましたが、学校の授業のある日、学習、読書、工作などの活動を自分のペースで行い、月に一度、調理実習を行ったり、仲間がいるときはバドミントンなどの運動も行っています。保護者、学校と連携を図りながら、様々な活動を通して心身の安定を図り、社会に適應できる力を身につけ、徐々に学校に戻れるように支援していると紹介されておりました。

教育支援事業、郡上市の事業であります。不登校対策、不登校支援で、郡上市の不登校の対策の現状として、段階の1、2、3というふうにして設定しております。段階3においては、欠席が続きそうだと感じたときは、その子に応じた対応ということで、不登校対応チャート、ここに適応指導教室というのがあります。「スマイル」の利用児童の生徒数と、生徒数の推移、あと課題につ

いてお伺いします。

これは課題だけではなくて、恐らく成果もあると思いますので、含めてお答えをいただければと思うので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答させていただきます。

学校に行けない子どもたちのために、適応指導教室「スマイル」が開設されたのは平成18年度であり、今年度で18年目を迎えます。北部が平成29年度に開設され、北部・南部体制になって7年目になります。

最近の利用状況でございますが、令和3年度は小学生が4名、中学生が6名の合計6名で、延べ日数は286日、令和4年度は小学生が6名、中学生が6名の合計12人で、延べ日数で360日となり、不登校児童生徒の増加に伴い、利用数は増加傾向にあります。

本年度でございますが、4月から7月の4か月で、小学生が10名、中学生が7名の合計17名で、延べ日数で155日となります。今年度あと7か月あると考えると、単純計算でその3倍になり、今年度の延べ日数は450日以上となることが考えられ、今後さらに適応教室の必要性が高まると考えております。

不登校で家にいた生徒が適応教室に通えるようになり、1年間をかけて徐々にエネルギーをため、学校へ少しずつ登校ができるようになった事例も毎年出ております。

また、運営上の課題でございますが、最近、利用者の中で個別対応、特に本人と指導者との一対一の対応が必要な児童生徒が増えていることです。指導員は2名で、それぞれ北部と南部で指導をしておりますが、今までは複数の児童生徒が同じ空間で過ごし、協力して何かを作成したり、ゲームをしてコミュニケーション力をつくったりと活動してまいりました。しかし、集団での活動にうまく対応できず、困り感を感じている児童生徒の中で、適応指導教室でも一対一の指導を求める児童生徒が増えております。現在は北部で一対一の対応ができるように時間を調整して受入れをしておりますが、今後も利用者の増加が予測されますので、今の2人体制では対応できなくなるのではないかと予測されます。

今後もより多く不登校児童生徒を受け入れていけるようにしていくため、適応指導教室の拡充についての検討が必要になってくると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。

今ほど生徒数とか課題についてお伺いをしました。先ほど私は96人の子が令和4年に不登校として年間30日以上欠席されている子どもたちが96人というふうにしていました。96人の中で先ほど

「スマイル」に通っている方は一定数はおりますが、全員が救われているわけではないです。

成果といたしますか、ここの点検評価の報告書の中を読ませてもらったんですが、不登校傾向を早期に発見し早期に対応することを各学校では取り組んでいますということでもあります。令和4年度は児童生徒96人のうち、不登校の状況が改善された児童生徒は41名。小学校が18名で、中学校は23名の41名です。改善率が43%でしたということで、非常に改善もされているということで、これは大きな、私は成果だとは思いますが。

しかしながら、年間30日以上の子たちがもれなく対象になっています。救われると言われているわけではないですが、居場所が全てあるわけではなく、恐らく今この年間30日以上の子どもたちを対象にしている数が96人ですが、それ未満の子たちはまだ潜在的に数には上がってきていない。恐らくたくさんみえると思うんです。

そういった子たちが多様な学びの多様な居場所というふうなことで、本当にこれは共通認識であると思いますので、一人でも多くの郡上市の子どもたちが救われるというか、力になっていただきたいということで、3つ目の質問ですが、民間のフリースクール、こういったところもこれは居場所ですので、そういったところの支援、先ほど市長も御答弁いただきましたが、そういった民間のフリースクールに通ってみえるお子さんもみえます。救われているんです、実際に。

この方たちの保護者の方の経済的負担というのは非常に大きいと思います。なぜ、民間に公費を投入するんかって、これは完全に不公平感がありますので、そういったところに公費は投入できませんが、今から私は公費を投入できる根拠を申し述べますので、ぜひ、これを根拠に民間へのフリースクールに通ってみえる保護者たちにも支援をしていただきたい、そういうふうにあります。

この質問に対しては、少し思いがありますので、お答えを申し上げますが、4つ目の質問に恐らく行けないかもしれませんので、よろしく願いをします。

まず、教育機会確保法を踏まえた学校外の施設利用の補助に対する必要性について伺うということで質問をさせていただきます。

3つ申し述べます。

皆様方の参考にぜひしていただきたいということで、資料をここに入れておりますので、ぜひ御覧頂きたいと思っております。

まず1つ目、2017年、平成29年に、不登校の児童生徒などに対する教育機会の確保を目的とした教育機会確保法が施行されました。正式名称は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、ということの一つ長いですが。これは、不登校の児童生徒が通いや、民間のフリースクールや、公立の教育支援センター、特別な教育課程を持つ不登校特例校など、学校以外の教育機会を確保する施策を、国と自治体の責務として必要な財政支援に努めるように、これは求めております。

また、この教育機会確保法は、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策を転換し、これは学校復帰の文言の見直しによるということでもあります。学校外での多様で適切な学習活動の重要性を指摘し、不登校児童生徒の無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、子どもたちの休養の必要性を認めた。これは教育機会確保法の第13条、休養の必要性と学校以外の場の重要性によるものであります。

タブレットを御覧頂きたいと思いますが、教育機会確保法2017年に施行されております。

根拠のうちのまず1つ目、第3条基本理念、ここに5項目書いてございますが、全部は読み上げませんが、全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、学校における環境の確保。これは民間だけではなくて、公教育、市としての教育もこういうことを努めてはおりますので、ここをどうのこうの言うつもりはございません。

5つ目に、国・地方公共団体、民間団体の密接な連携。教育機会確保法、続いて第8条、学校における取組への支援。これは第8条で、国及び地方公共団体は全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒の良好な関係の構築を図るための取組。児童生徒の置かれている環境、その他の事情及びその意思を把握するための取組。学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援、その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。これが第8条であります。

そして、第13条であります。13条学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒に対する支援。国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、というふうなことがあります。

まず、これが根拠の教育機会確保法の3条、8条、13条であります。

2つ目ですが、文科省より、2019年、令和元年ですが、不登校児童生徒への支援の在り方について通知があります。その通知についてもここに表示をさせていただいております。この中に3つ項目がありまして、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方。これ4つあるんですが、1つだけ紹介させていただきますが、支援の視点、これは不登校児童生徒の支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があるというふうなことであります。

3つ目のところなんです、2つ目に学校等の取組の充実がありまして、3つ目に教育委員会の取組の充実ということで5項目あります。ここの5項目の中の民間施設との連携協力のための情報収集、提供等というふうなこともあります。これ、根拠の2つ目です。

3つ目です。これはタブレットのほうには紹介はさせていただいておりませんが、滋賀県草津市、フリースクール利用児童生徒支援補助金交付というものは、補助金を交付しております。この中にはいろいろと要綱がございまして、認定施設の基準というものがあります。こういった基準をクリ

アして、民間のフリースクールに基準を設けて、市がしっかりと認定すれば、公費は投入できる根拠になるのではないかと思います。

最近の情報ですが、茨城県のつくば市、ここは不登校児童生徒の支援事業を、これもやっているんですが、このつくば市の取組は、運営者への補助事業と利用者への補助事業の2本立てをやってみえます。一概に財政規模等違うので、イコールと単純に比較することは、ちょっと違うと思いますが、市長さんの答弁頂きましたけども、市長さんの答弁の中にも、他の自治体とかの取組もやはり参考にしているということでもあります。

そういったことで、視察に行くたびに資料を提供させていただきとるので、そういったようなことも参考にさせていただいて、何とか民間でも支援ができるというふうなことをやっていただきたい。

以上、3つほど申し述べましたが、この中にやっぱり不登校の子どもたちの通いの場を提供し、社会的に自立できるよう、郡上市が認定するフリースクールを利用する子どもたちの保護者に対して、私は保護者に対してで、まずはいいと思います。運営する側ではなくて、保護者に対して補助金を交付して支援することは、私は「日本一住みたいまち、子育てしやすいまち」を目指す郡上市であるならば、非常に必要性の高い、市のこれは確固たる意志の事業を提供できるんじゃないかというふうにして私はちょっと思います。市はどのような見解であるのかお伺いしますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答をさせていただきます。

初めに、教育機会確保法の捉え方ではありますが、よく無理に学校へ行かせなくて良いという部分がクローズアップされる場合がございますが、郡上市教育委員会でも無理に行かせる指導は進めておりません。命と学校のどちらかが大事といえ、考えることもなく命でございます。

特に、また、学校へ行かなくて良いかということについても議論されますが、確保法の、議員さんのタブレットのほうに掲示されているところの第3条の基本理念の1番目には、児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう学校における環境の確保とあります。これは、こちらについても掲示されておりますが、確保法第8条において、国及び地方公共団体の取組について様々示されておりますが、学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとするつながっております。

このようなことから、まず、教育委員会としては取り組まなければならないことは、全児童生徒が豊かな学校生活を安心して送れるための支援を充実させることだと考えております。郡上市としては、フリースクールとの情報の共有・連携については大変重要と捉えております。これからも継続していくつもりでございます。

金銭的補助は根拠や制度設計が現時点では難しいことなどから、今のところは考えておりません

が、県についても同様な考え方であるというところの回答も受けております。ただ、市長も答弁ありましたように、いろいろな面で今後検討をさせていただきたいというふうには考えております。

郡上市教育委員会といたしましては、先ほど議員が市長に質問されました不登校児童生徒を持つ保護者とのふれあい懇談会の要望の中にもありました。郡上市が取り組んでいるF組の一層の周知でありますとか、拡充に取り組んでいく所存でございます。

具体的には、補正をお認めいただきました白鳥中にF組の設置、それから10月からは移動スマイルとして生涯学習センターで週1回適応指導教室を行います。不登校のお子様を持つ保護者を対象にした教育相談も10月以降に計画しております。何よりも今まで行ってまいりましたが、不登校に係る保護者に対する情報提供をより丁寧に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) 御答弁を頂きましたが、私が思うことに対しては、いささかで、私はあまり今まで一般質問をした中で、あまり執行部に食いついたことはそうないと思うんです。ここだけはあまり譲れないところがありまして、僕。先ほど、令和4年96人いるんですよ。プラス、恐らく29人、30人未満の子どもたちはもっというて、家の中でいる子がたくさんいると思います。96人では全員救われているかという、救われてはちょっとないので、これもタブレットに入れておけばよかったです。文教民生常任委員会の教育委員会からの資料ですが、これ、非常にいい資料だと私は思います。

でも、この中にこれだけ網羅されても、全てが、全てがというのは非常に難しいかもしれませんが、でも本当に学校内フリースクールにも行けない。学校にもそもそも行けない。行けなくても校内フリースクールには行ける。スマイルにも何とか行ける。でも、そこにまだ外れた子が結構いるので、私、この資料のほかに、本当は民間でのフリースクールも、ちょっと先ほど言いましたように、国の政策とか県のガイドラインでもこの連携をしていきたいと思いますということでありますので、私はやっぱり連携はいろいろとしていただいとると思うんですが、私はもうちょっとその連携の形の内容を、もう少し具体的に、本当に密接にやっていただきたいというふうに思います。

本当に保護者たちの御意見とか、子どもたちの姿を見ると、もういたたまれなくなるので、96人が全て救っていただきたい。郡上の将来のためにも、この子たちが今後の郡上を支えていくんやと思うと、本当に一生懸命、市としても応援していただいていることは認識しておりますが、やはりさらに、何て言いますか、やっとなる以上に、これ以上無茶言うつもりは本当はないんですけど、もう少し具体的に、この96人プラスアルファの部分が非常に私は多いと思いますので、そういったところを実際、きっちりと現状を把握していただきたいというふうにして思います。

市の施策は、校内フリースクールをこの令和5年度に設置して進められたというのは、岐阜県内では初めてです。今まで県内に校内フリースクールを設置運営しているところは、岐阜県ではありませんでした。令和元年に岡崎市が先駆けて試行的に3校やられて、令和2年ですか、名古屋市でも30校、国では300校、不登校特例校、今は学びの多様化学校を設置していくというふうな国の動きもあります。

これは、国の動きも重視していかないといけないですし、やはりこれだけ新聞紙上で多くの、私もここでは不登校と言わせていただきますが、不登校に関わるお子さんや保護者の方がたくさんいるという現実はあるので、少しでも一人でも多く救っていただきたいという思いがあって、民間の多様な学びの居場所として、選択肢の一つとしては、こういったところも入れてほしいという願いがありましたので、4番目の質問を飛ばして、大変、恐らく健康福祉部長だと思いますが、御答弁は用意していただいているはずなので、これは次に回すことはしません。私は本当は今やりたい質問をここでしたかったのですが、答弁を用意していただいているはずなので、答弁を頂きながら、私なりにまた周知していきたいというふうにして思います。

少し個人的には消化不良でありましたが、一生懸命やってみえる教育委員会の市の姿勢は納得はしておりますが、でも、さらに御支援頂きたいというふうなことを添えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

（午後 1時42分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

---

#### ◇ 野田勝彦 議員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党の野田勝彦でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問も、先ほどの7番議員と同様、子育てに関わる問題であります。どうか、消化不良にならないようお願いしたいと思います。

それでは、最初にお断りしておきたいのですが、時間不足になりそうなので、大変申し訳ないですが、（2）番は、事前に、ちょっと今回は省きますと通告してありますので、どうかよろしくお

願います。(1)、(3)、(4)というふうに3項目をお願いいたします。

いきなりでございますが、お手元の資料の、私3枚ほどタブレットのほうに入れさせていただいたんですが、資料1の一番上の①番を御覧いただきたいと思います。

御記憶の方もあろうかと思いますが、ある新聞の、これは8月22日の2ページか3ページ辺りにありました。御承知のように、新聞の記事というのは普通縦書きでございますね。縦レイアウトになるんですが、これは横だったんです。私も注目しまして、これはきっと新聞社がぜひとも見てもらいたいと、注目を集めるために、なんてことを考えてみましたが、非常にショッキングな内容です。ひとり親の世帯が、2割の方が必要な食料が買えなかった記憶がある。必要な食料ですから、うな井とか、こんなぜいたく品じゃなしに、日頃の普通の食事の食材が買えないことがあった。本当に私、今の日本の社会でこんなことがあるんかしらんと、あるんですよ。その2割の方のひとり親の方々はどのような状況なのかというのに、私は触発されて、この質問を準備いたしました。調べてみると、やっぱりいろんな観点から不十分どころといますか、幾つかの課題も見えてきたわけでありまして。今日はそれを述べたいと思います。よろしく願います。

かつて、御記憶があろうかと思いますが、1億総中流社会。要するに日本の社会は、大多数の国民が中流意識を持っている。そんなに貧困じゃありませんよ、そんなに大金持ちでもない、みんなが真ん中に膨らんだ中流意識というのが、かつての成長時代の社会だった。今何て言われますでしょうかね。何と名づけられていますか。よく聞く言葉ですが、格差社会じゃありませんか。これはデータから見ても、感覚的に見ても、日本の社会は富裕層と貧困層に二極化しております。これ、何でこんなことになったのか。社会の発展の流れからいうと、私は逆流していると思います。やっぱりみんながそろって豊かになっていく社会を目指すべきじゃないかと。これ、長々と申し上げれば、きりがいいんですが。

まず第1点は、新自由主義と言われている、要するにいろんな観点での自己責任論ですね。こういう中で雇用も自己責任が問われるようになり、そして雇用の形態が、例の派遣と称するような、雇う側からすると、極めて責任の曖昧な雇用形態が広く広がって、当然格差は広がりますよね。もともと女性の賃金は低かったのも、ましてやこれと合わせると、女性はますます貧困になっていく。ですから、この食料が買えなかった圧倒的多くの2割の方々は、もちろん母子家庭の方々なんですよ。これは当然なるべくしてなってきた。私は政治の大失敗だと思っております。

こうした社会が、子どもたちに及んでは、親ならしょうがないとしても、仮に。子どもに及んでは、幾ら何でもこれはもう情けない社会です。すなわち社会のサイクルが、親から子、子から孫へとそのまま伝わっていく社会は絶対よくない。そこで、その教育を受ける権利に、これを侵害するようなことにこれがつながってはならないということから、就学援助制度というのが設けられている。これはもちろん、今回の決算認定の中でも登場しました。

さて、この就学援助の制度は、法的な根拠も幾つかあると思うんですが、第一には憲法第26条でありますね。等しく教育を受ける権利、普通教育を受けさせる義務、そして義務教育の無償、この3つを合わせれば、貧しくて学校へ通うのが困難なんてことは許されない。ここから導かれている学校教育法第19条、これ私、通告で間違えまして、大変失礼しました。19条でございます。ちょっと読まさせていただきますが、こう書いてあります。

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない。極めて明確であります。この質問が、就学援助制度はこの規定から導かれる。ここに私、2つ重要な言葉があると思いますので、これを今から問題へ取り上げたいと思います。この今の条文の中です。

第1点は、就学困難と認められる児童生徒です。じゃあ、どういうレベルが就学困難なのか。これは条文には書いてありませんから、もちろん。具体的に国や自治体のほうでどういうふうにするのか、考えなければならないことです。

2つ目、これは援助を与えなければならない。国や市町村は援助を与えなければならない。与えてもいいではないんです、与えることができるでもない、ねばならない。これをどのようにお考えかというのを、まず最初に聞きたいんです。

1番の就学困難と認められるは、また後ほど問題にしますので、2番の援助を与えなければならないをどのように考えておられるのか。ちょっと抽象的で申し訳ないですが、よろしく願います。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは回答をさせていただきます。

議員が言われました日本国憲法、学校教育法に加えまして、教育基本法第4条第3項において、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。第10条第2項において、国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされております。

また、児童福祉法第2条においても、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。第3条において、前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は全て児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならないとされております。

これらの憲法、法律は、全ての子どもたちに平等に平均に教育を受けさせるというものであり、援助を与えることができるのではなく、援助を与えなければならないと私どもも解釈をしております。

す。本市としても、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して援助を行い、等しく義務教育を受けることができるよう、就学援助制度を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) ありがとうございます。まさしくそのとおりですね。私もそのように理解をしたいと思いき、その辺は全く同じだと思います。ありがとうございます。

そこで、次の問題ですが。問題点は、これ、いわゆる援助といってもプッシュ式ではないですね。申請、申出があるんです。

ところが、この自治体、地方公共団体は、各世帯の所得の詳細は全部を正確に把握することができません、なかなか。ですから、結局は、大変生活が困難な世帯の方々が申請しなければ、受理と申しますか、支援ができないわけなんです。ここが大変大きな課題と申しますか、問題点なんです。ですから、この後の質問は、どうやったらこの援助が必要な方に漏れなく行き渡るのかという観点で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、2番目ですが、この就学援助制度の現在の利用の状況はどうなのかということなんです。

先ほど第19条で、就学困難と認められるという基準がありました。これはもちろん、低所得の世帯であることは間違いありませんが、その低所得の方々が自分は低所得に該当するのか、せんのか、これってなかなか分からないんです、実際は。一般的にこの基準は、生活保護基準といわれておりますが、後からこれでいいかどうか確認をしたいと思いきですけどね。生活保護の基準で、この生活保護、月額云万円というのはあるんですけども、もちろん状況によっていろいろ差があります。しかし、これでは到底学校へ通わせることは難しい。

そこで、この基準の引上げを、生活保護の何%増しとか何倍とかですね、2倍、3倍にはなかなかならんでしょうけども。そういう規定が設けられて、この郡上市は生活保護基準の1.5倍にしていると。ただ、生活保護といわれても、なかなか自分がその所得と比較して分かりにくいんですから。

そこで質問ですけども、具体的にはどの程度の所得の方なら援助を受けられるのか。これが明らかになれば保護者の方は判断しやすいし、私は該当しているんだということも分かりやすい。ただ、先ほど言いましたように、なかなか基準は設けにくいですね。これは家族構成によっても違いますし、いろんな条件で違ってきますから、一律に幾らと言えないところがあるんです。ですから、分かれば標準世帯とよく言われるような世帯でお示しいただけると、大体類推できるのではないかと。ということで、実際に受給されている世帯数が分かれば、その児童数も分かれば、これも合わせてお示しいただきたいと思いき。

そこで、ちょっと御回答いただく前に、先ほどの資料3番を、3枚目ですね、これもちょっと御覧いただきたいと思いき。

3枚目の下のほうに表がございます。これは、岐阜県社会保障推進協議会、通称、社保協と書いてありますが、ここのアンケートに、各自治体がお答えになった答えを書いているんです。これ全部自治体のお答えです。下のほうから3段目、赤い横線が郡上市であります。岐阜市からずっとあります。受給者の数。これは22年調査ですもんで、22年は予算で表されています。真ん中は受給の割合です。ここを注目したいと思います。一番右側、支給額は合計の支給額ですね。市全体としての合計の支給額。個々ではありません。私、参考までに、郡上市より低いところを青字にしました。御覧になれば分かります。ちょっと残念な結果ですけども。

さて、こういう数字でよろしいかどうか、もし訂正があれば、訂正も併せてお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

議員の御質問の生活保護基準の1.5倍の件ですが、これは生活保護に規定する、要保護に準ずる程度に困窮する者の認定基準ということでございます。すなわち、準要保護の認定基準を意味しておりまして、平成17年度に国の補助が廃止され、各市町村において実施することとなったことから、市町村間で基準は異なりますが、郡上市の認定基準は生活保護基準の1.5倍以下としております。また、教育委員会が特に援助を必要と認めた場合も、就学援助と認定となります。

国の令和4年度就学援助実施状況調査結果にて、全国の準要保護認定基準が示されております。生活保護基準に一定の係数を掛けたものを認定基準としている自治体のパーセンテージは77.1%であり、内訳として、生活保護基準の1.1倍以下が8.3%、1.2倍以下が12.7%、1.3倍以下が42.5%、1.4倍以下が2.9%、1.5倍以下が10.1%、1.5倍越えが0.5%となっております。

郡上市の認定基準は1.5倍以下ですので、準要保護基準の認定基準は比較的高いことが分かります。高いということは、より手厚い認定基準で運営しているということにはなりません。また、1.5倍以下という基準をクリアしていない方でも、児童手当を受けてみえる方や、市民税非課税世帯など、教育委員会が援助を必要と認めるものも認定するよう支援の枠を広げております。

そこで、具体的にどの程度の世帯所得となるかについてでございますが、郡上市における標準的な指標は、30代の母子家庭で子どもが小4、小1の場合は、世帯所得が230万円であれば生活保護基準の約1.45倍となり認定されます。40代の夫婦で子どもが中1、小4、小1の3人の場合は、世帯所得が280万円であれば生活保護基準の約1.4倍となり認定されます。なお、あくまでも目安でありますので、生活保護基準は家族構成でありますとか、年齢で異なり、所得も世帯所得であり、児童手当、児童扶養手当、養育費等も世帯所得に含むものでございます。

令和4年度の就学援助の市での受給者は、小学生が89名、中学生が55名の合計144名で、児童生徒からの割合となる受給率は、小学生が4.6%、中学生が5.5%、全体で4.9%でした。なお、この

受給率につきましては、児童生徒全体を分母とした率であります。就学援助制度に該当しない合掌苑の児童生徒でありますとか、特別支援学級就学奨励費受給者を除きますと、受給率は小学生が4.8%、中学生が5.7%、全体で5.1%となります。

岐阜県下の42市町村の令和3年度の受給率は、15%未満が4市町、10%未満が20市町、5%未満が18市町村という状況でございます。傾向といたしましては、受給率が5%未満の市町村は山間部であり、同居家族が多いことがあり、そのために就学援助を申請される場合に、家族全員の所得が基準となるため、世帯所得が高くなり、受給率が低くなる傾向にあります。その反対に15%未満の市町村については、同居家族が県平均より少ない数値となっております。働いている同居家族が少ないため、世帯所得も少なく、受給率が高くなっているのではないかとこのように思われます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 詳細なデータをありがとうございます。ちなみに岐阜県の先ほどの表の各市の中で、生活保護の1.1とか1.2というのはあまり見当たらないはずですけども、1.3倍というのが7市あるわけですね。ですから、郡上市は1.5倍ということで、かなり先進的といいますかね、手厚い支援をしているというふうに考えてもよかろうと思います。

それから、二人家庭、母子のような家庭の場合は230万円までは認められる範囲だよということですので、これも一律には行きませんが、かなり目安にはなると思います。と同時に、この金額ならばもっと私は高い受給率でいいのではないかと。その辺の問題を次にちょっと確認をしたいと思えます。

お手元の資料の1ページの②、真ん中の折れ線グラフですね。緑と赤と青の線があります。これは子どもを育てていらっしゃる家庭の中の所得を、最も多い所得から一番少ないところまでずっと並べていて、真ん中は幾らかという中央値を表しております。平均ではありません。平均にすると分かりにくいですからね。中央値ですね。その中央値が年ごとにどう変わったかというのを表すんですが、一番右側を注目していただきたい、一番新しいんですが、それでも2018年ですけどもね。

ふたり親がいらっしゃると六百数十万円。父親と子どもの場合は400万円。そして母子の場合は250万円。ですから母子の中央値以下の方はほとんど、郡上市は該当するに近いと。先ほどの230万円ですからね。ただし、先ほどおっしゃったように、おじいちゃま、おばあちゃまと御一緒の場合は該当しない場合もあると。でも、それほどの収入はおありでなければ、またこの数字も変わってくるかと思えます。ですから、こう考えると、もっとも受給者が増えてもいいのではないかと思えます。

さて、その下の③番の表が、次の資料2、資料3と続きます。大変たくさんの資料にあがって、

ごめんなさいね。本当に分かりにくいですけども。

最初に申し上げますが、資料③の5つの赤い帯グラフですが、これは内閣府が統計を取りまして、子育て家庭にアンケートを取りまして、その数値の統計表であります。令和3年ですから、一昨年になりますか。

その中で、先ほど中央値という話をしましたが、その中央値の2分の1以下を相対的貧困層とっております。これは世界各国でこういう表を作ったり、統計を出しているんですが、日本の相対的貧困層はかなり高い国になってしまっています。先ほど一番最初に申し上げたように、日本は貧困が増えてきていると。これがこういう中央値の2分の1で分かるというわけですね。

さて、この下の赤い帯グラフに行きますと、その中央値の2分の1未満が赤い濃い色であります。オレンジ色が中央値以下で2分の1未満に至らない、バツ印の斜線のところがそれ以上と、こういうふうに分かれております。もう圧倒的に、ひとり親あるいは母子の方々は、高い高い貧困な状況というのが見てとれます。これは資料2へ行きましても同様です。それから帯グラフの帯の数は5つありますけども、一番上が就学援助の支援です。ほかにもいろんな支援がありますので。

そして、この就学援助一番上のグラフで見ますと、支援を受けている方は12%ぐらい。そしてその下の真ん中のグラフでいいますと、中央値の2分の1未満の方が、今現在どれくらい支援を受けているかというのが、就学援助でいうと58%ですか。ちょっと私のデータがぼけておりまして、見にくいですが。そしてその一番下、そのひとり親世帯の受給率がぐんと上がりまして六十数%。ここまで上がってくるわけです。ですから、先ほどお話ありましたように、世帯全体で見ると一概には言えないけども、高い受給率を示していると思います。

さて、一番の問題は、こういう比較的余裕のある基準に対して受給率が低いということは、その背景には基準は満たしていても援助を受けることができない、何らかの理由で受けていない世帯が相当数あるのではないかと、こういうことを想定しているわけです。

そこで次は、資料3枚目の上のグラフを御覧いただきたいと思います。

今日はこのグラフを中心に考えておったんですが、赤い帯がいっぱい、横いっぱい七十数%まで行っていますけども。これは何かと言いますと、中央値2分の1未満の大変貧困な世帯の場合の支援制度を利用していない理由です。

なぜ支援制度があるのに利用しないの。その理由は、オレンジが濃いところは、制度の対象外だと思うから。これがポイントだと思います。私は、こんな制度があるんだけど、該当してないわよという考え方ですね。これは正確に調べてそう思うのかどうかは分かりません。2つ目の、次に段々数が減っていきますけども、利用はできるが特に利用したいとは思わない。これは、こういう支援があまりお気に召さない方も中にいらっしゃるということだと思います。以下、利用したいけども制度を知らなかった。あるいは利用したいけども方法が分からなかった。だから2番目以外は、

いずれも該当する方が受けていらっしゃるという例ですね。だから圧倒的多くは該当していらっしゃるけども受けれていない。どうしてこういうことが起こるんだろうか。こういう問題であります。

そこで、質問になりますが、4番目の質問ですけども。この就学支援制度を保護者への周知の方法やその機会はどうのように持っておられるのか。こういう問題であります。

保護者にはいろんな機会を通じて周知を図っておられることは、まず大体よく分かります。先ほど出てまいりました社保協のアンケートへの、ここには出ておりませんが、アンケートでは、圧倒的多くの県内の市は、まず入学説明会であります。新入学の説明会。これは1年生に入学する小学校ね。それから中学でも恐らく入学の前の説明会だと。これは1回1回と、ずっと合わせて2回しかチャンスはありません。

それからもう一つは、市のホームページですね。これにも出てまいります。私コピーして持ってまいりました。全部でA4で5枚ありますか。5枚あります。ホームページの説明です。

それからもう一個は、広報でもそれなりにこういう制度がございますよというのが出てくると思っています。たぶんこの3回ぐらいではなかろうかと思うんですが。

そこで伺いたいのが、その機会それぞれ、どういう説明をしてらっしゃるのかと。入学説明会ではどういう説明なのか。それからホームページのほうでは、これがまた問題なんですよ。ホームページをちょっと紹介しますね。一番最初のホームページの文言の中にこうあるんです。小中学校に通うお子さんがいらっしゃる世帯で、郡上市教育委員会が生活保護に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認定した場合なんです。ちょっともう一回言いますね、これ。一番大事なところです。生活保護に規定する要保護者に準ずる程度。分かると思います、準ずる程度。普通準ずるって、例えば6万円なら6万5,000円かな、7万円かなと思うんですよ。これが準ずるというイメージですね。ところが、生活保護の1.5倍ですよ。6万円なら9万円になります。私、該当しているととても思えないんですよ。だからここでも初めから諦めるということが私はあるんじゃないかと。この辺も含めてどういうふうに説明していらっしゃるのか、お願いします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

就学援助制度は、議員も言われましたように、制度内容をホームページに掲載するとともに、広報郡上に制度内容と申請方法を掲載しております。また、12月に行われる就学時健診や入学説明会などのときの情報から、該当されるという方、あるいはそういう申込みが必要だと思われる方には、新入学児童と前年度の対象児童生徒に対して案内及び申請様式等を送付し、周知に努めております。

そのほかの周知としては、民生委員の皆さんにお願いして、民生委員の研修会等で制度説明を行いまして、生活に困窮している方への制度を勧めていただくこと、それから、郡上市社会福祉協議

会へ生活相談等に来られた方にこの制度を説明していただいて、申請を促していただくこと、こういうことも続けております。

先ほど議員も言われましたが、入学説明会で説明しておるんですが、私どもとしては全ての学校でこの説明をしていただいているという認識でございましたので、したかどうかの確認については毎年取っているわけではございません。しかし、今後説明しない学校、ないと思いますが、ないように、これから再度確認の意味も込め、就学援助についての説明は必ずするよう周知はしてまいりたいと思います。

また、先ほど言われましたように、新入生だけの周知では在校生まで伝わりにくいということは考えられますので、いま一度PTA総会の場や、あるいは学年懇談会の場などの機会にも、この制度を紹介していただくことを学校へも依頼していきたいと考えております。

先ほどの教育次長の答弁にもございましたが、郡上市の就学援助の基準は他市に比べても手厚いと考えておりますが、やっぱりこれから力を入れていくべきことは、これは議員と同じ意見でございますが、その制度を知らないがために、あるいは該当しないと思って初めから諦めていたと。そういうために苦しい生活でありながら、使われていない方がいるとしたら、そういう方を極力減らしていくということが大切ではないかと考えております。

そういう意味から、先ほどのように周知を図ることはもちろんでございますが、学校の先生方、学校や児童家庭課や社会福祉課などとも連携を今以上に密にして、やっぱり活用したほうがよいと思われる御家庭があれば、声をかけていくと。そういうことに努めていくことが必要ではないかと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) はい、ありがとうございます。同じ方向を向いていると認識しております。ありがとうございます。

入学説明会ですね。入学時の前ですもんで、山ほど説明事項があるんですよ。次から次へと説明資料が配られて、短い1時間かそこらの間にあんまり長いと大変なんで。この就学支援だけに10分も20分も取るわけにはいかないんです、実際は。ですから本当に30秒かそこらで、こういう制度がありますよで終わっちゃうんだと思いますよね、多分。これは難しいこと。ですから、よほど微に入り細に入りそういう周知の機会を設けないと、やっぱりふーんって終わっちゃうと思うんですね。これがまず私、第1点かと思います。

それからホームページにも、これは明らかになっているんですから、例えば生活保護基準の1.5倍に相当しますよ。先ほどのホームページの中には、ちゃんと対象世帯っていうのがこうやって書いてあるんですね。次のページに渡りまして、いろいろと、こういう方は該当しますよ、こういう

方は該当しますよってたくさんあるんです。最後にこんなのがあるんですね。その他生活が困窮している方ってあるんです。こういう支援を受けてないけども、それでも、全部外れているけども大変だという方もあるんですよ、これちゃんとね。

ですから、こういうことを含めると、ホームページにやっぱり分かりやすい説明してほしいと思います。1.5倍も私、明記してもいいんじゃないかと。ただしこれは様々な要因で変動しますよ。分からないときは相談してください。それでいいと思います。こういう形で、読まれて即、あ、そうなんか、私、該当しているんだってことが分かるようにしていただくのは、本当に私、大事なことだと思います。

最後に、これ直接は関係ないんですが、生活保護のしおり。これができる以前は、郡上市の生活保護ホームページは本当に簡潔、明瞭でなかった。ところが、ちょっとこれ、皆さん見てくださいと、今見せるわけではないけども、非常にすばらしい、岐阜県下で有名になった生活保護のしおりなんです。非常に詳細に具体的に丁寧に易しく書いてある。ぜひまねをしていただいて、就学援助もこういうような案内をしていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。消化不良にならずに済みました。

○議長（田代はつ江） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分を予定いたします。

（午後 2時27分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

---

#### ◇ 渡 辺 友 三 議 員

○議長（田代はつ江） 16番 渡辺友三議員の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。何分にも最後でございます。皆さん方、大変お疲れのことと思いますので、御自由にしていただいて結構ですけれども、御答弁いただきます部長さんに限りましては、よろしく願いをいたします。

今回は、1点のみ質問をさせていただきますが、長寿社会とフレイル予防ということで、フレイル、何のことか最初は分からなんですが、実はこのお盆に、東京から来た踊り客に、郡上はフレイル対策をどのようにしてみえるんですかというような問いかけがありまして、何のことか分からずにおって、たまたまその日が、徹夜踊りでしたので、夜警本部のほうへ行ったら、健康福祉部長、

そして職員の方が見えて、フレイル予防、郡上は何かやっとなるのかよというような話をさせていただきましたら、やっておりますよ、実はこういうことだというようなことで、丁寧に説明をしていただいて、そうかというようなことで、本当に自分の勉強不足を痛感したようなところでございます。

そんなところで、多分このフレイルという言葉自体も知られん方もあるのではないかなというふうなことも、自分だけでなしにその辺も少しでも巻き込もうと思って、今回こうした質問をさせていただくんですけども、我が国は世界でもトップレベルの長寿国と言われております。男女の平均寿命が、昭和59年には女性が、また平成25年には男性の平均寿命が男女ともに80歳を超え、現在では平均寿命のトップに日本が君臨しているわけでございます。

その長寿の基は、日本の食生活と医療技術の進歩であり、また保険制度でどこでも診察、検診が受けられるその制度によって、この健康な長寿の社会が成り立っているというようなことも言われておりますが、先頃厚生労働省から発表されました、令和元年度の平均寿命と健康寿命の発表によりますと、男性の平均寿命が81.41歳、女性が87.45歳で、もう一方の健康寿命が男性が72.68歳、女性が75.38歳と、男女ともに健康寿命が平均寿命より10歳短いというようなことが報告されております。せっかくなら健康寿命を延ばし、少しでも長く地域で元気で、そして人の世話にもなることなく暮らせる時間を少しでも延ばせることが最善な策であります。

郡上市においても、介護保険事業計画により健康づくりの推進が図られておりますが、市民の健診の受け止めはいかがなのか、自分の体を知ることが健康維持と予防には大切なことではありますが、その点はどのようなことなんでしょうか。

そこでまず特定健診の受診についてお伺いをしたいと思います。私はちょうど先日、特定健診の2日目が終わりました、あとはまた結果が来るだけ、待っておるような状況ですけども、その受診の実績はどうか。

また、これまでもずっと何年も健診を受けられずにいる未受診者の方への呼びかけ、そして声かけ等はどのようにされているのか、また、その声かけによって実際、健診に行かれたというようなことはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

そしてもう一点は生活習慣病、要するには特定健診、大体メタボ等の生活習慣病の早期発見・早期治療というその予防をどのように捉えてみえるのか。そこで健診を受けた後に生活相談とか何かあったり、そして必要な健診の後の指導等がありますが、その指導等の受診が必要な人が必ず受けてみえるのか。ただ単にその場で聞いて帰ってそんなりになっているというようなことはないのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

最初に、健診の受診率の実績について申し上げます。

75歳以上の後期高齢者を対象としたぎふ・すこやか健診につきましては、令和4年度の受診率は29.4%でした。同年度の岐阜県の平均受診率は23.5%でしたので、郡上市は県平均より5.9%高い状況です。

40歳から74歳を対象とした特定健診につきましては、令和4年度の受診率が確定するのは10月頃となりますので、令和3年度の実績で申し上げますと、受診率は57.8%。これに対する県の平均受診率は40.9%でしたので、郡上市は県平均より16.9%高い状況となります。

特に令和3年度の実績におきましては、郡上市は特定健診の受診率と特定保健指導の受診率が全国で10位以内に入りました。このことにつきましては、厚生労働省から郡上市へメッセージが届いている状況でございます。

次に、未受診者への対応について申し上げます。

令和4年度から年齢が76歳から84歳までの方で、健診を受けておらず、医療機関にもかかってみえない方を対象として個別訪問を開始いたしました。個別訪問を通じて対象者の生活状況を確認し、健診の受診勧奨を行っているほか、リハビリ相談や包括支援センターを紹介するなど必要な支援につないでおります。

令和4年度は73人の対象者を特定し、このうち52人に訪問を実施いたしました。この中で、虚弱と判断し介護認定につながったのは3人、包括支援センターの見守り対象となったのは1人、医療機関の受診勧奨を行ったのは6人、フレイル予防教室やミニデイサービスを紹介した人が2人ありました。

次に、健診とフレイル対策の関係性について申し上げます。

健診では、65歳以上の受診者全員に心身の近況を確認するための基本チェックリストを実施しています。チェックリストは25項目の質問で構成されており、総合的フレイル、運動器、口腔機能、栄養、外出機会、認知機能、鬱傾向の区分によって評価を行っています。集団健診においては、健康相談実施時に基本チェックリストを確認し、必要な支援につないでいます。

また、医療機関健診を含めて実施した基本チェックリストは、全て地域包括支援センターに収集し、郡上市全体の傾向の把握や分析に活用しています。

健診の主たる目的は、生活習慣病のほか、様々な疾病の早期発見・早期治療です。このこと自体が健康寿命の延伸に寄与していますが、健診に行くこと自体も社会参加の一つであることや、基本チェックリストの確認により必要な支援につなぐ機会となることから、健診もフレイル対策の重要な役割を果たしていると捉えております。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 健診の大切さ、そこでこういう症状があるよと、医療機関できちんと検査してという結果が出ると、それで行くと早く済むという利点もありますので、少しでも多くの方には、少しでもない全員の方に生活習慣病の健診だけは受けてもらうという、その辺の普及だけは、これは五十何%で満足しとるのでなしに、100%となるようなそんな働きがしていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今もフレイルという言葉、虚弱という言葉が出ておりましたけれども、この虚弱になるには、健康な人が介護状態にある人とのちょうど境目、そのような段階でのフレイル状態というようなことでありまして、別にその人が病気でもなしに、ただ単に心身の病といいますか、心が弱ったりしており、どうも体調が不調な、そんな状態が続いて病気にかかりやすい状態、そのような状態のことをどうも虚弱というような言い方をされておるようでありまして、年齢とともに食欲の低下、また活動量、活動といいますか、社会での交流、交わり、そういうことの低下、そして筋力の低下、それに認知機能が低下して、生活機能障害から要介護状態へとようになっていくというようなことらしいですが、その結果がだんだんと喪失していく段階において、死亡などというような危険性が高くなる状態、そこがフレイルと呼ばれるということでありまして、そこに適切に指導や介入支援により、その生活機能の回復や健康維持の向上、それは可能となると言われておりますけれども、この郡上市においては、その機能回復また改善に向けての現在の取組はいかがなものかお伺いしたいと思います。いろいろとパンフレットなどが出ておりまして、認知等のパンフレットも出ておりますけれども、このフレイルというような観点からではどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） ただいま議員の御質問にもありましたけれども、フレイルとは虚弱な状態、言い換えれば健康な状態と要介護状態の間と捉えることができます。適切な対応を行えば、フレイルから健康な状態へ戻ることは可能とされておりますけれども、要介護状態になると、そこから健康な状態へ戻ることは難しいと言われております。そのため、まずはフレイルから要介護にならないこと、そしてできる限り健康な状態へ戻ることを目指していくことが重要となります。

フレイル予防に関して重要とされる4つの要素は、社会参加、運動、口腔、食事となりますが、この4つは相互に影響しています。社会参加の機会が減ると身体を動かすことも減り、食欲も減退して、唾液量が減り、口腔状態が悪くなって食事量が減って体力が減退し、さらに活動量が減るといった悪循環につながります。

できるだけこうした悪循環に陥らないようにするために、市において行っている施策の1つが、通いの場の支援です。これは、高齢者サロン等へリハビリ専門職等が出向いて、フレイル予防の指導を行うメニューとなります。令和4年度の派遣実績は、リハビリ専門職によるフレイル予防指導

が78件、歯科衛生士による口腔講座が6件、管理栄養士による低栄養予防講座が6件となっております。

そして2つ目に、社会参加と運動の機会を増やすことを目的に、住民主体の身近な通いの場を各地域に創設するための支援を行っています。そのため、まずは市が募集を行う形で元気アップ教室を開催しまして、3か月間の指導や支援を行っています。令和4年度の実績では、市内7か所で実施し、78人の参加がありました。このうち4か所が、教室の実施期間が終わってからも自主的に活動を続けておられます。

3つ目に、地域でリーダーとなって通いの場を運営できる介護予防サポーターを育てる取組も並行して行っております。通いの場は、住民が主体的に実施をすることで、草の根的に広がっていくことが期待できます。そして、運転免許返納後も通える身近な場所に通いの場が多くできることが望ましい姿となります。

以上述べました取組を継続していますが、コロナ禍で一旦は減った通いの場は、現在、市全体で95か所となり、コロナ禍前と同じ水準まで戻ってきております。その中で、体操を主として行うものは73か所あり、フレイル予防に大いに効果を発揮していると考えています。しかしながら、参加者の構成においては、どの地域も男性の比率が低く、この点においては課題と捉えております。

また、フレイル状態が懸念のある方を対象として、虚弱の進行を防ぐためのメニューとして、フレイル予防教室を実施しています。フレイル予防教室は、週1回筋力の維持強化を目的として開催し、月1回、リハビリ専門職が支援を行いながら、半年ごとに運動機能の評価を行っています。令和4年度の実績では、市内5会場で開催し、66人が参加されました。

以上が、市が行っております主なフレイル対策の取組となります。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 御答弁いただいておりますように、教室等で勧めておっていただくというところでありまして、昨日の決算のときも、3番議員の質問の中でも、フレイル教室は各サロンのほうで行われておるといふようなこともありましたけれども、サロンとかそういうところへ行かれる人は社会の交流の場があって、その点では一つは達成されておるわけですけれども、実際にそういうところに行かない、今、部長の話から男性の参加が少ないといふようなことがありましたけれども、それをいかにして引っ張りだしてくるか、そんなところが課題であろうといふようなことを思いますが、このフレイルと生活習慣病、自分が生活習慣病、メタボやと言われておる中で、この間の健診のときも体重を減らせ、腹をへこませよといふようなことを言われておるんですけれども、逆に今度、このフレイルのほうへ行くと、虚弱にならんように、食欲の低下とか低栄養にならないように、食事や生活の面を気をつけるというふうにご指導されるというふうなことで、どうも1日置いた

ら指導がころっと変わってくるような、そんな気もせんことはないんですが、これを考えておるうちに、自分がだんだんとフレイルに近づいていっとなるのかなというふうなことを思ったんですが、生活習慣病とフレイル対策の関連性をどのように受け止めて、予防対策をどのように進められているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

生活習慣病は認知症の危険因子とされております。そして、認知機能の低下はフレイルの進行と大きく関係しています。また、偏った食生活や生活習慣の乱れは、高齢期において低栄養や口腔機能低下などを引き起こすおそれもあることから、フレイル対策としても、自らの生活習慣を見直していただくことは非常に大切となります。こうしたことから、生活習慣病を予防するために、できるだけ大勢の方に若いときから健診を受診する習慣を身につけていただきたいと思っております。

フレイル予防の要素は、さきに述べましたとおり、4つの柱、社会参加、運動、口腔、食事であり、これに問題が生じることで虚弱が進みます。健康相談や保健指導におけるフレイル予防の場面では、健診で実施した基本チェックリストや問診を基に、個別の状況に応じた支援を行っております。運動器に課題が認められる方には、リハビリ専門職によるリハビリ相談、口腔機能では歯科衛生士のリハビリ歯科相談や口腔健診、低栄養では栄養士による栄養指導、社会的フレイルの方には地域のサロンやフレイル予防教室などの紹介を行っております。

また、多面性という観点から申し上げますと、フレイル状態は社会的側面、身体的側面、精神的側面があると言われております。国保データベースシステムによる問診及び基本チェックリストの結果分析から、フレイルの多面性に着目してその傾向を申し上げますと、郡上市におきましては、1つ目に、毎日の生活に満足していると回答した人の割合が、岐阜県平均や全国平均に比べて低いことが分かっております。このように感じる要素として、地域社会の中で役割を持って充実した生活をしている状態がやや弱いのではないかと捉えています。このことは、社会的側面から進むフレイルが懸念される状況と言えると思います。

2つ目に、口腔機能に課題を抱える高齢者の割合や運動習慣のない高齢者の割合が高いことが見えており、身体的側面から進むフレイルが懸念される状況も認められます。

3つ目に、鬱傾向が認められる人や、自身が健康であると思えない人が、岐阜県平均や全国平均に比べてやや多いことが分かっています。これは精神的側面から進むフレイルが懸念される状況と言えます。そのため、市としましては、さきに申し上げました元気アップ教室やフレイル予防教室の内容として、これらの課題に対応できるようなプログラムの見直しを検討していきたいと考えております。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 本当にこのフレイルという言葉を読んで考えていると、随分深くを考えていかな、その日その日の生活自体も弱るようなところへ陥っていくような気になるんですけども、今随分、部のほうでも、担当のほうでも、いろいろと対象者の把握をして、症状等々をいろいろと研究しておって、課題等も洗い出しておっていただくようではありますが、最後に、これから、今までのいろいろ掘んでみえる状況を踏まえて、令和5年度といたしますか、これからこのフレイル対策をどのような計画で持っていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

先ほど出とったように、いかにして男性を引き出すか、ということも大きな課題だと思いたすので、その辺についてお考えがございましたらお願いをしたい。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 先ほどから御説明をしてきました、市が行っているフレイル予防対策事業は、介護保険事業計画に基づいて実施しています。

フレイル予防の成果を大きく捉えますと、健康寿命の延伸と言えら思いたす。健康寿命は、国保データベースシステムで最新の値を確認することができますが、こちらは先ほど議員が述べられましたものとは計算方法が異なっており、要介護1以下の期間の平均値を平均自立期間として健康寿命に読み換えるものとなります。

令和4年度の実績におきましては、郡上市の男性は80.6歳となっています。岐阜県の平均は80.9歳ですので、平均より僅かに短い状況です。一方で女性は85.3歳となっています。県平均は84.5歳ですので、平均より1年ほど長い状況です。健康寿命は年度によってばらつきは出ますが、令和4年度の評価において、郡上市においては男性より女性のほうがよい結果が出ていると言えら思いたす。

このことに直接的に影響を及ぼしているとはまでは言えませんが、現在の課題として、議員も言われました、先ほども触れましたが、フレイル予防に有効である通いの場等に男性の参加が少ないという点がございたす。そのため、現在は男性が参加しやすいフレイル予防事業の内容を模索しながら実施している状況でございたす。

1つ例を挙げますと、一部の元気アップ教室のプログラムを運転技術の維持向上に役立つものに特化させて、男性に関心を持ってもらえらよう工夫をしてございたす。一方で、運動に気が向かないという男性もあるかと思いたすので、脳の活性化等を前面に出したプログラムなども含め、男性参加者の増加を促進するための方策について幅広く検討していきたいと思いたす。

そして、フレイル予防としては口腔機能の維持が大切な要素となりますが、郡上市では、75歳以上を対象としたさわやか口腔健診の受診率が低い点も課題と捉えてございたす。口腔健診の令和4年度の受診率は1.7%で、県平均の6.7%を大きく下回っている状況です。かねてから、ケーブルテレビや対象者への個別通知を行いまして、受診率の向上対策に取り組んでございたすところですが、今後一

層努力をしていきたいと思ひます。

市民の皆様に対しましては、特定健診やすこやか健診と同様に、口腔健診の希望調査を行っておりますが、年1回の希望調査でお申込みをされなかった方でも、改めて歯科医院へ直接申し込むことができますので、積極的な受診をお願いしたいと思っております。

先ほどの質問において、社会的、身体的、精神的といったフレイルの多面性や、予防対策としての社会参加、運動、口腔、食事の4つの要素について触れてきましたが、やはり、社会参加の機会を減らさない、社会的フレイルを進行させないといったフレイルの入り口における対策について、市民総ぐるみで取り組んでいくことが最も重要と考えております。

そのため、市民の皆様の日頃からのご近所での支え合いや声かけ・見守りなどにより、多くの高齢者が社会とのつながりを継続していくことが、まずは大切であると思っております。

また、地域の中で集まりの場等へは、皆で誘い合っていただくこと、そしてすこやか健診や口腔健診の受診を勧めていただくことなど、一人でも多くの市民の方が地域ぐるみのフレイル予防に向けて、一歩踏み込んだ形での行動を取っていただくことができるよう、市としても啓発や市民団体への支援について多角的に取り組んでいきたいと思ひます。

現在、第9期介護保険事業計画の策定作業を進めておりますので、こうしたことを踏まえて、一層効果的な施策の構築と推進に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(16番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。いろいろとお話を聞かせていただきました。やはり住民誰でも健康で長生き、ピンピンコロリでいけるように、それぞれが自分の体は自分で判断して大切にしていくと、そんなことも大切ではないかと思ひます。

また、関係部署としましても、住民の健康管理により一層御尽力いただきますようお願いを申し上げますとともに、今日こうしてフレイルという言葉、この質問を聞いていただいて、少しでも多くの方がフレイルという言葉覚えていただけたら、一つの目標を達しているのではないかなというようにも思ひます。本当にありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、渡辺友三議員の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変に御苦勞さまでございました。

(午後 3時14分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 田代 まさよ

郡上市議会議員 田中 義久

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員